第　8　　参　　考　　資　　料

目　　次

1　令和７年中央卸売市場取扱実績（水産物）　…… 96
2　令和７年中央卸売市場取扱実績（青果物）　…… 97
3　令和７年中央卸売市場取扱実績（食　肉）　…… 99
4　令和７年中央卸売市場取扱実績（花　き）　…… 100
5　令和７年地方卸売市場取扱実績　…… 101
6　中央卸売市場卸売業者別委託手数料率　…… 103
7　中央卸売市場取扱品目別・年次別取扱数量　…… 104
8　中央卸売市場卸売業者受託・買付の数量、金額及び比率　…… 106
9　中央卸売市場取引方法別割合の推移　…… 110
10　中央卸売市場地域別搬出状況　…… 111
11　中央卸売市場市場別・施設別使用許可状況　…… 112
12　中央卸売市場使用料一覧　…… 114
13　中央卸売市場と畜使用料・手数料一覧　…… 118
14　令和７年度中央卸売市場業務日誌　…… 119
15　市 場 年 表　…… 120
16　豊洲市場の整備　…… 148
(1) 豊洲市場整備の基本的考え方　…… 148
(2) 計画・施設概要　…… 149
(3) 新市場整備の経緯　…… 150
(4) 豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議　…… 155
(5) 豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議　…… 156
(6) 豊洲新市場整備方針の策定（平成 21 年２月）　…… 159
(7) 豊洲市場における地下水等管理に関する協議会　…… 160
(8) 豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議　…… 161
(9) 市場問題プロジェクトチーム　…… 164
(10) 市場のあり方戦略本部　…… 165
(11) 市場移転に関する「基本方針」　…… 165
(12) 市場移転に関する関係局長会議　…… 166
17　市場配置図　…… 170
(1) 豊 洲 市 場　…… 170
(2) 食 肉 市 場　…… 171
(3) 大 田 市 場　…… 172
(4) 豊 島 市 場　…… 173
(5) 淀 橋 市 場　…… 174
(6) 足 立 市 場　…… 175
(7) 板 橋 市 場　…… 176
(8) 世田谷市場　…… 177
(9) 北足立市場　…… 178
(10) 多摩ニュータウン市場　…… 179
(11) 葛 西 市 場　…… 180

1 令和７年中央卸売市場取扱実績（水産物）

(1) 数　量　別　（開市日数 253日）

	数				量			
	総　数	鮮　魚	活　魚	貝　類	冷　凍　魚	淡　水　魚	海　そ　う　類	加　工　品
								(単位:トン)
全　市　場	299,650	117,194	12,066	18,798	66,253	1,061	4,995	79,283
豊　洲　市　場	287,657	114,305	9,939	18,064	64,395	1,038	4,830	75,085
大　田　市　場	3,058	756	978	114	280	6	46	878
足　立　市　場	8,935	2,133	1,149	621	1,577	16	119	3,320
全市場前年対比(%)	95.6	98.4	98.4	90.9	93.9	99.3	99.3	93.7

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

(2) 金　額　別　（開市日数 253日）

	金				額			
	総　数	鮮　魚	活　魚	貝　類	冷　凍　魚	淡　水　魚	海　そ　う　類	加　工　品
								(単位:千円)
全　市　場	487,557,907	198,219,954	22,993,463	37,746,162	107,228,281	2,698,294	4,561,735	114,110,018
豊　洲　市　場	469,261,237	192,172,228	19,685,489	36,358,752	104,053,630	2,646,752	4,433,942	109,910,444
大　田　市　場	5,742,638	2,428,789	1,555,116	236,646	564,922	14,204	45,099	897,863
足　立　市　場	12,554,031	3,618,937	1,752,859	1,150,764	2,609,728	37,339	82,694	3,301,711
全市場前年対比(%)	102.2	105.2	101.7	97.8	101.0	97.5	105.0	99.9

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

２ 令和７年中央卸売市場取扱実績（青果物）

開市日数 248日

(1) 数　量　別

	数量					（単位:トン）
	総数	野菜	果実	つけ物	その他食料品	鳥卵
全市場	1,614,020	1,246,347	336,305	6,759	14,773	9,836
豊洲市場	207,294	149,957	46,866	4,687	1,806	3,977
大田市場	898,495	690,762	194,986	1,315	8,435	2,998
豊島市場	54,935	48,583	5,662	118	252	320
淀橋市場	171,755	136,907	32,158	303	1,581	807
板橋市場	68,558	57,827	9,966	86	411	268
世田谷市場	31,920	28,874	2,780	24	141	101
北足立市場	90,702	62,540	25,265	199	1,791	908
多摩ニュータウン市場	19,385	17,395	1,962	0	27	0
葛西市場	70,976	53,502	16,661	26	329	458
全市場前年対比(%)	96.1	95.5	97.8	94.4	99.1	102.0

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

(2) 金　額　別

	金額 (単位:千円)					
	総数	野菜	果実	つけ物	その他食料品	鳥卵
全市場	602,284,450	386,837,664	201,584,525	5,624,406	4,025,418	4,212,438
豊洲市場	94,846,659	58,905,390	29,510,758	4,256,734	375,288	1,798,489
大田市場	338,829,820	209,226,248	124,921,065	926,876	2,507,416	1,248,215
豊島市場	17,148,741	13,973,235	2,934,628	56,830	54,643	129,405
淀橋市場	60,754,269	42,205,966	17,653,679	185,845	390,782	317,996
板橋市場	21,324,924	16,529,351	4,522,853	60,599	64,748	147,373
世田谷市場	9,694,169	8,326,779	1,242,956	15,104	63,872	45,458
北足立市場	32,493,394	19,046,122	12,579,016	103,952	430,991	333,313
多摩ニュータウン市場	6,033,563	4,946,137	1,082,247	334	4,846	0
葛西市場	21,158,912	13,678,436	7,137,323	18,132	132,831	192,190
全市場前年対比(%)	99.1	98.3	99.9	100.2	102.3	136.3

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

3 令和７年中央卸売市場取扱実績（食　肉）

(1) 数量別・金額別 （開市日数 246日）

		取扱高							総取扱金額
		頭数 (頭)	前年対比 (%)	重量 (ﾄﾝ)	前年対比 (%)	金額 A (千円)	前年対比 (%)	副生物計 B (千円)	A+B (千円)
総数		363,724	100.0	85,308	99.6	150,439,026	103.5	2,371,623	152,810,649
牛	牛総数	137,742	98.1	66,069	99.1	138,773,043	103.8	2,235,617	141,008,660
	生体	90,336	101.5	46,499	101.9	107,501,564	104.4	1,990,350	109,491,914
	搬入枝肉	47,406	92.3	19,570	93.0	31,271,479	101.8	245,267	31,516,746
	国内部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
	輸入部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
豚	豚総数	225,887	101.2	19,207	101.4	11,502,790	99.3	136,006	11,638,797
	生体	223,625	101.1	18,972	101.2	11,369,674	99.0	136,006	11,505,681
	搬入枝肉	2,262	113.2	235	121.7	133,116	126.4	0	133,116
	国内部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
	輸入部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
馬	馬総数	0	－	0	－	0	－	0	0
	生体	0	－	0	－	0	－	－	－
	搬入枝肉	0	－	0	－	0	－	－	0
	国内部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
こ牛	こ牛総数	95	76.3	11	107.6	8,679	163.6	0	8,679
	生体	1	－	0	－	71	－	0	71
	搬入枝肉	94	75.5	11	106.4	8,608	162.3	0	8,608
緬羊・山羊	総数	0	－	0	－	0	－	0	－
	生体	0	－	0	－	0	－	0	－
	搬入枝肉	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	総数	－	－	21	133.4	154,514	161.7	－	154,514
	輸入部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	21	133.4	154,514	161.7	－	154,514

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

4 令和７年中央卸売市場取扱実績（花　き）

(1) 数　量　別(開市日数 大田市場305日、板橋市場228日、北足立市場256日、葛西市場255日、世田谷市場305日)

	数	量							
	総　数	切　花（千本）	切　葉（千枚）	切　枝（千束）	鉢　花（千鉢）	らん鉢（千鉢）	観葉植物（千鉢）	観賞樹（千鉢）	苗　物（千箱）	その他花き（千箱）
全　市　場	－	717,241	43,482	23,810	9,998	873	5,440	2,713	1,992	324
大　田　市　場	－	461,831	26,425	9,490	4,573	549	3,154	1,152	1,354	40
板　橋　市　場	－	65,162	3,563	3,338	341	37	56	46	68	3
北足立市場	－	74,430	3,893	3,063	513	56	121	94	93	48
葛　西　市　場	－	41,025	3,131	1,861	1,227	57	485	332	165	230
世田谷市場	－	74,793	6,470	6,057	3,345	174	1,624	1,090	312	3
全市場前年対比(%)	－	97.3	93.5	93.6	100.6	94.9	94.4	91.6	93.8	90.1

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

(2) 金　額　別(開市日数 大田市場305日、板橋市場228日、北足立市場256日、葛西市場255日、世田谷市場305日)

(単位:千円)

	金	額							
	総　数	切　花	切　葉	切　枝	鉢　花	らん鉢	観葉植物	観賞樹	苗　物	その他花き
全　市　場	84,759,999	58,693,005	1,917,387	6,114,687	3,750,749	3,731,218	4,109,892	2,039,405	4,007,355	396,300
大　田　市　場	53,526,423	37,467,102	1,193,447	4,214,707	2,136,050	2,153,911	2,506,103	1,004,821	2,602,902	247,379
板　橋　市　場	6,447,786	5,363,275	134,493	412,600	152,452	169,833	33,104	30,138	128,175	23,716
北足立市場	6,987,077	5,675,928	157,557	405,196	182,339	228,954	95,420	53,062	178,465	10,155
葛　西　市　場	4,988,705	3,088,569	119,918	232,691	376,675	266,676	324,876	214,578	289,886	74,837
世田谷市場	12,810,008	7,098,130	311,972	849,494	903,232	911,843	1,150,389	736,805	807,928	40,214
全市場前年対比(%)	95.6	95.0	96.3	96.0	96.4	96.9	102.8	98.4	94.1	100.3

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

５　令和７年地方卸売市場取扱実績

(1)　水産物(開場日数 253日)

	数量 (単位:ﾄﾝ)					金額 (単位:千円)				
	総数	生鮮水産物	冷凍水産物	加工水産物	その他	総数	生鮮水産物	冷凍水産物	加工水産物	その他
多摩地区	655	265	238	144	7	1,343,741	532,557	539,903	263,857	7,424
前年対比(%)	97.2	98.5	101.7	86.7	116.7	106.4	107.3	106.4	104.7	106.0

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

(2)　青果物(開場日数 248日)

	数量 (単位:ﾄﾝ)						金額 (単位:千円)					
	総数	野菜	果実	つけ物	鳥卵	その他	総数	野菜	果実	つけ物	鳥卵	その他
総数	297,611	239,635	57,426	158	43	350	99,297,387	67,911,709	31,174,897	87,083	12,900	110,778
区部	7,567	6,966	507	3	18	73	2,103,028	1,773,752	278,456	1,656	8,696	40,468
多摩地区	290,044	232,668	56,919	155	25	277	97,194,359	66,137,957	30,896,441	85,427	4,224	70,310
前年対比(%)	96.8	95.5	102.6	89.8	89.6	87.9	100.6	98.7	105.0	91.7	108.8	97.3

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

(3) 花　き

ア　切花市場

		総数	切花	切枝	切葉	鉢物類	苗木・成木類	苗物類	種苗類	その他
切花市場	数量	－	36,740千本	893千束	1,564千枚	15千鉢	0千本	32千箱	0箱	－
	金額(千円)	2,833,968	2,568,658	125,015	50,391	7,810	0	2,582	0	79,512
前年対比	数量(%)	－	95.8	82.8	96.7	100.0	0.0	110.3	0.0	－
	金額(%)	89.2	89.7	89.0	91.1	103.7	0.0	109.5	0.0	75.6

(注)　数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

イ　鉢物市場

		総数	鉢物類	苗木・成木類	苗物類	種苗類	その他
鉢物市場	数量	－	1,196千鉢	19千本	60千箱	0箱	－
	金額(千円)	420,601	295,864	5,204	118,503	0	1,030
前年対比	数量(%)	－	81.1	79.2	84.5	0.0	－
	金額(%)	82.2	79.6	64.2	90.4	0.0	109.9

(注)　数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

ウ　地区別

(単位:千円)

	取扱金額	切花市場	鉢物市場
多摩地区	3,254,569	2,833,968	420,601
前年対比	88.3	89.2	82.2

(注)　数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

６　中央卸売市場卸売業者別委託手数料率

令和8年4月1日現在

市　　場	取扱品目	会　社　名	区　分	委託手数料率
豊洲市場	水産物	東都水産㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		大都魚類㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		中央魚類㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		築地魚市場㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		第一水産㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		綜合食品㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の5.5
		丸千千代田水産㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
	青果物	東京シティ青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
食肉市場	食肉	東京食肉市場㈱	肉類(鳥肉を除く。)	100分の3.5
			肉類の加工品	100分の1.5
大田市場	水産物	大都魚類㈱ 大田支社	本社に同じ	
	青果物	東京青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
		東京荏原青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
		東一神田青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
	花き	㈱大田花き	切花その他の切花類及びその加工品	100分の8
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の8
		㈱フラワーオークションジャパン	切花その他の切花類及びその加工品	100分の9.5
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の10
豊島市場	青果物	東京豊島青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
淀橋市場	青果物	東京 新宿ベジフル㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
足立市場	水産物	東京北魚㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		大都魚類㈱ 千住支社	本社に同じ	
板橋市場	青果物	東京豊島青果㈱ 板橋支社	本社に同じ	
		東京富士青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
	花き	㈱東日本板橋花き	切花その他の切花類及びその加工品	100分の9.5
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の10
世田谷市場	青果物	東京新宿ベジフル世田谷㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
	花き	㈱世田谷花き	切花その他の切花類及びその加工品	100分の9.5
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の9.5
		㈱東京砧花き園芸市場	切花その他の切花類及びその加工品	100分の10
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の10
北足立市場	青果物	東京千住青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
	花き	㈱第一花き	切花その他の切花類及びその加工品	100分の9.5
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の10
多摩ニュータウン市場	青果物	東京ニュータウン青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
葛西市場	青果物	東京千住青果㈱ 葛西支社	本社に同じ	
	花き	東京 フラワーポート㈱	切花その他の切花類及びその加工品	100分の9.5
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の10

7　中央卸売市場取扱品目別・年次別取扱数量

年次	水産物						青果物				
	鮮魚(t)	冷凍(t)	加工(t)	その他(t)	合計(t)	指数	野菜(t)	果実(t)	その他(t)	合計(t)	指数
昭和10年	－	－	－	－	－	－	289,073	103,092	12,202	404,367	14
11	145,026	1,773	30,340	6,315	183,454	21	340,130	111,260	7,765	459,155	16
45	299,666	240,055	238,943	47,631	826,295	93	1,586,664	834,432	21,837	2,442,933	83
62	182,210	319,140	308,239	80,242	889,831	100	1,974,240	898,816	59,682	2,932,737	100
63	185,477	305,479	311,370	79,714	882,040	99	1,956,918	873,909	62,381	2,893,209	99
平成元年	188,932	292,752	311,685	74,170	867,539	97	1,945,080	821,740	62,645	2,829,465	96
2	185,970	285,557	302,575	73,217	847,319	95	1,879,517	797,976	63,005	2,740,498	93
3	194,316	268,264	298,465	71,487	832,532	94	1,822,132	771,488	65,178	2,658,798	91
4	205,576	246,266	284,240	71,838	807,920	91	1,905,076	780,515	65,802	2,751,393	94
5	199,852	226,675	285,983	70,272	782,782	88	1,839,333	778,282	66,312	2,683,928	92
6	197,959	214,511	282,461	67,898	762,829	86	1,794,994	768,023	65,356	2,628,373	90
7	206,422	191,581	272,181	68,052	738,236	83	1,813,907	739,882	66,332	2,620,121	89
8	197,133	186,010	272,904	69,577	725,624	82	1,823,697	682,473	68,877	2,575,047	88
9	206,570	176,770	264,595	67,315	715,250	80	1,800,694	689,120	68,706	2,558,520	87
10	188,626	181,681	263,518	81,555	715,380	80	1,732,770	654,813	68,713	2,456,296	84
11	195,106	179,196	262,096	79,775	716,173	80	1,755,020	664,325	66,854	2,486,199	85
12	197,850	186,840	259,170	78,812	722,672	81	1,794,310	677,506	65,101	2,536,918	87
13	190,691	195,627	253,161	78,100	717,580	81	1,744,601	664,633	66,610	2,475,844	84
14	181,105	204,822	255,489	78,329	719,745	81	1,705,633	643,819	66,656	2,416,108	82
15	186,230	182,543	246,072	77,415	692,263	78	1,620,675	582,370	65,423	2,268,469	77
16	182,533	173,942	243,184	76,317	675,976	76	1,569,881	562,375	64,055	2,196,311	75
17	187,180	161,466	233,368	71,371	653,385	73	1,578,340	577,021	62,019	2,217,380	76
18	180,346	158,587	226,350	66,804	632,087	71	1,559,463	520,080	61,916	2,141,458	73
19	184,885	152,692	220,167	64,379	622,123	70	1,562,394	498,413	58,404	2,119,211	72
20	181,342	151,683	220,213	63,969	617,207	69	1,584,549	526,343	56,370	2,167,262	74
21	179,720	137,771	207,628	62,519	587,638	66	1,584,168	533,926	53,016	2,171,110	74
22	171,838	138,474	198,350	60,494	569,155	64	1,508,212	484,552	50,750	2,043,514	70
23	167,491	122,761	184,377	52,913	527,542	59	1,529,997	467,259	47,805	2,045,061	70
24	164,881	127,616	175,131	55,919	523,547	59	1,572,124	472,870	45,495	2,090,489	71
25	163,534	129,573	166,895	54,828	514,829	58	1,571,007	459,911	43,827	2,074,745	71
26	160,043	107,212	158,190	53,979	479,424	54	1,571,449	466,968	38,922	2,077,339	71
27	158,524	97,012	154,148	54,292	463,976	52	1,549,946	447,980	37,777	2,035,703	69
28	148,631	87,810	145,071	52,777	434,290	49	1,521,456	434,623	37,361	1,993,439	68
29	144,099	79,858	133,311	50,385	407,653	46	1,550,922	443,165	35,584	2,029,671	69
30	139,162	73,978	123,088	48,873	385,102	43	1,495,440	411,839	34,747	1,942,026	66
令和元年	132,620	72,570	114,385	45,812	365,388	41	1,503,623	413,053	34,482	1,951,158	67
2	128,085	71,729	111,134	38,799	349,746	39	1,486,183	389,552	27,920	1,903,655	65
3	131,480	68,458	108,582	39,315	347,835	39	1,447,223	402,476	27,181	1,876,879	64
4	123,105	64,276	97,875	38,662	323,918	36	1,399,202	389,165	29,268	1,817,636	62
5	117,998	67,018	85,334	38,826	309,176	35	1,358,531	376,507	30,638	1,765,675	60
6	119,118	70,557	84,585	39,036	313,296	35	1,304,600	343,753	31,709	1,680,063	57
7	117,194	66,253	79,283	36,920	299,650	34	1,246,347	336,305	31,368	1,614,020	55

（注）1　指数は、過去において取扱数量が最も多い年を100とする。
　　2　端数処理の関係により、合計等が一致しない場合がある。

食　肉					花　き					年次
牛(t)	豚(t)	その他(t)	合計(t)	指数	切花（千本）	切葉(千枚)	切枝(千束)	鉢物(千鉢)	苗物他(千箱)	
―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	昭和10年
―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	11
23,079	33,130	339	56,548	45	―	―	―	―	―	45
66,962	43,127	99	110,188	89	―	―	―	―	―	62
77,567	39,670	65	117,301	94	86,113	6,045	3,085	2,011	120	63
85,753	38,516	68	124,337	100	135,789	9,323	3,963	3,713	96	平成元年
83,085	36,867	58	120,010	97	210,692	14,682	6,899	7,747	144	2
72,750	35,046	53	107,849	87	394,447	27,759	8,404	18,861	407	3
64,600	32,541	55	97,196	78	431,893	29,856	8,467	21,348	483	4
57,502	31,983	52	89,537	72	598,273	40,758	12,412	24,945	794	5
59,017	31,518	97	90,632	73	663,368	45,144	12,854	26,303	1,049	6
59,166	30,309	40	89,515	72	746,512	53,228	14,964	32,076	1,538	7
60,074	27,821	48	87,943	71	803,715	58,769	14,880	38,961	2,756	8
61,380	29,011	37	90,428	73	822,370	60,487	16,948	42,115	2,684	9
62,119	29,038	40	91,197	73	814,267	61,467	18,929	42,137	3,205	10
62,543	27,470	51	90,064	72	827,719	63,065	19,938	43,598	4,096	11
63,634	34,281	42	97,956	79	853,702	64,200	47,348	45,722	4,396	12
56,863	27,938	311	85,112	68	935,260	75,035	28,341	55,966	4,626	13
68,907	28,031	34	96,972	78	1,014,812	78,788	30,712	61,460	4,742	14
63,670	28,873	34	92,578	74	1,022,441	80,674	30,443	57,252	4,894	15
64,509	28,131	44	92,684	75	1,022,284	83,346	30,918	53,290	4,593	16
62,734	25,496	37	88,267	71	1,010,037	84,055	30,391	50,217	3,747	17
63,541	23,749	56	87,346	70	1,026,931	85,913	29,568	48,491	4,402	18
65,028	20,435	108	85,572	69	1,024,790	89,236	31,024	46,511	4,289	19
64,405	19,317	68	83,789	67	1,020,031	85,751	31,777	43,953	4,421	20
65,159	18,196	56	83,411	67	998,215	83,917	30,611	41,701	5,171	21
64,497	16,011	32	80,541	65	963,418	85,536	29,612	38,486	4,363	22
63,546	15,478	45	79,069	64	933,278	80,201	28,071	35,955	4,256	23
68,279	14,736	22	83,038	67	936,932	81,444	28,175	35,285	4,222	24
66,332	18,083	30	84,446	68	927,713	77,668	28,593	33,358	4,182	25
68,661	18,547	46	87,254	70	907,385	73,814	28,006	32,750	3,971	26
63,722	17,834	42	81,599	66	895,083	71,586	27,713	31,955	3,918	27
60,756	16,979	40	77,775	63	886,201	71,252	28,103	30,894	3,736	28
62,110	16,003	34	78,147	63	874,723	66,528	28,362	29,314	3,709	29
61,831	16,396	32	78,259	63	851,051	64,831	27,845	26,674	3,471	30
60,606	16,178	29	76,814	62	826,185	61,313	27,826	23,947	3,173	令和元年
61,474	16,605	31	78,110	63	757,292	47,855	25,379	22,961	3,002	2
61,745	16,516	30	78,291	63	780,404	48,893	26,457	23,791	3,051	3
63,606	17,030	34	80,670	65	768,910	48,965	26,692	22,674	2,910	4
65,086	17,721	34	82,841	67	759,872	48,787	26,319	20,838	2,735	5
66,658	18,946	26	85,630	69	736,777	46,497	25,427	19,581	2,483	6
66,069	19,207	32	85,308	69	717,241	43,482	23,810	19,025	2,316	7

8　中央卸売市場卸売業者受託・買付の数量、金額及び比率

（１）　水　産　物

（単位：千㌧・百万円・％）

区分	種類＼年度別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受託品	生鮮水産物	数量	73	66	64	60	57	49	49	49	45	44	44
		金額	83,858	80,174	77,461	74,975	72,414	58,884	65,759	79,163	79,716	79,972	81,985
	冷凍水産物	数量	19	14	13	12	10	9	7	6	7	7	4
		金額	22,179	18,706	17,624	16,160	13,841	10,486	9,909	10,109	10,353	10,326	6,885
	塩干加工品	数量	21	18	17	15	13	10	10	9	8	10	8
		金額	15,991	14,152	13,478	12,374	10,546	8,325	8,010	8,339	8,127	8,558	7,399
買付品	生鮮水産物	数量	126	122	119	114	110	108	109	102	102	102	101
		金額	127,786	128,140	129,541	130,361	126,491	113,842	127,987	148,452	154,270	161,829	170,073
	冷凍水産物	数量	80	77	69	66	67	65	65	63	65	67	66
		金額	95,819	96,883	93,086	88,412	83,763	73,873	87,086	101,478	100,214	107,855	115,182
	塩干加工品	数量	140	129	122	112	109	105	103	90	81	79	76
		金額	120,003	116,122	118,442	110,495	104,820	103,631	103,687	107,998	110,541	110,173	112,093
構成比	受託品	数量	24.5	23.2	23.1	22.8	21.8	19.8	19.3	20.0	19.7	20.0	18.9
		金額	26.2	24.9	24.1	23.9	23.5	21.1	20.8	21.4	21.2	20.7	19.5
	買付品	数量	75.5	76.8	76.9	77.2	78.2	80.2	80.7	80.0	80.3	80.0	81.1
		金額	73.8	75.1	75.9	76.1	76.5	78.9	79.2	78.6	78.8	79.3	80.5
合計		数量	458	427	403	378	365	346	343	319	309	309	299
		金額	465,635	454,178	449,631	432,776	411,875	369,042	402,438	455,538	463,222	478,713	493,616

（注）　数値は、卸売業者の事業報告書を集計したものである。
なお、単位未満を四捨五入してあるので、合計数字と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

（２）　青　果　物

（単位：千㌧・百万円・％）

区分	種類＼年度別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受託品	野菜	数量	1,035	1,010	1,011	1,006	991	933	895	866	862	807	807
		金額	276,656	282,629	275,612	259,593	247,914	246,305	229,242	235,842	252,508	278,411	261,219
	果実	数量	222	219	212	198	187	177	171	185	247	228	248
		金額	92,340	93,831	94,957	91,098	86,574	89,683	89,764	98,308	140,675	148,073	147,493
	その他	数量	12	11	11	11	10	12	13	14	15	15	15
		金額	2,868	2,644	2,598	2,388	2,291	2,702	3,106	3,350	3,411	3,404	3,431
買付品	野菜	数量	506	515	516	494	525	534	534	522	487	464	447
		金額	117,826	124,022	119,696	108,123	109,194	120,753	120,600	121,417	115,722	126,195	112,277
	果実	数量	216	222	218	217	223	219	221	204	124	106	95
		金額	80,189	83,748	83,869	87,847	89,927	92,314	97,607	92,838	58,030	54,891	49,530
	その他	数量	26	26	24	24	24	17	18	18	19	20	19
		金額	10,023	10,119	9,729	9,199	8,487	7,593	8,826	9,626	10,185	10,216	11,064
構成比	受託品	数量	62.9	61.9	62.0	62.3	60.6	59.3	58.3	58.9	64.1	64.0	65.6
		金額	64.1	63.5	63.6	63.2	61.9	60.6	58.7	60.1	68.3	69.2	70.5
	買付品	数量	37.1	38.1	38.0	37.7	39.4	40.7	41.7	41.1	35.9	36.0	34.4
		金額	35.9	36.5	36.4	36.8	38.1	39.4	41.3	39.9	31.7	30.8	29.5
合計		数量	2,017	2,002	1,991	1,950	1,961	1,891	1,852	1,810	1,753	1,639	1,631
		金額	579,902	596,994	586,460	558,247	544,386	559,350	549,145	561,380	580,531	621,190	585,014

（注）　数値は、卸売業者の事業報告書を集計したものである。
なお、単位未満を四捨五入してあるので、合計数字と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

（３）　食　　肉

（単位：千㌧・百万円・％）

区分	種類 ＼ 年度別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受託品	牛	数量	60	58	59	58	58	59	58	60	61	62	62
		金額	121,972	121,753	113,793	119,989	115,973	112,653	120,314	120,484	120,084	126,548	132,560
	豚	数量	17	16	15	16	16	16	16	16	17	19	18
		金額	8,304	7,926	7,826	7,438	7,439	8,572	7,983	9,001	9,638	11,515	11,035
	その他（馬・こ牛等）	数量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		金額	1,807	1,669	1,718	1,657	1,736	1,181	1,055	1,554	1,910	2,076	2,364
買付品	牛	数量	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	3
		金額	5,275	5,787	6,853	6,222	5,606	5,267	6,519	7,379	7,980	7,843	6,766
	豚	数量	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0
		金額	247	300	366	336	169	267	381	647	687	469	274
	その他（馬・こ牛等）	数量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		金額	142	305	316	302	284	259	201	284	296	296	366
構成比	受託品	数量	95.9	95.4	94.4	94.9	95.7	95.6	94.8	93.8	93.4	94.2	95.5
		金額	95.9	95.4	94.2	95.0	95.4	95.5	94.8	94.0	93.6	94.2	95.2
	買付品	数量	4.1	4.6	5.6	5.1	4.3	4.4	5.2	6.2	6.6	5.8	4.5
		金額	4.1	4.6	5.8	5.0	4.6	4.5	5.2	6.0	6.4	5.8	4.8
合計		数量	80	77	78	78	77	79	78	82	83	86	84
		金額	137,746	137,742	130,871	135,944	131,206	128,200	136,452	139,348	140,596	148,747	153,364

（注）　数値は、卸売業者の事業報告書を集計したものである。
　　なお、単位未満を四捨五入してあるので、合計数字と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

（４）　花　　き

（単位：百万円・％）

区分	種類＼年度別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受託品	切花	金額	56,695	58,795	54,445	54,268	52,792	48,073	55,272	61,711	59,333	60,745	56,096
	鉢物	金額	15,564	15,094	14,643	13,906	13,386	12,695	15,249	14,469	13,783	13,029	13,014
	その他	金額	10,169	7,979	10,152	10,193	9,180	9,421	10,645	11,116	10,813	10,500	9,826
買付品	切花	金額	4,829	4,402	4,115	4,117	3,911	4,062	3,753	4,097	3,988	3,927	3,449
	鉢物	金額	951	1,208	1,008	947	612	609	773	792	679	618	669
	その他	金額	443	588	687	687	687	607	631	609	551	533	556
構成比	受託品	金額	93.0	93.0	93.2	93.2	93.5	93.0	94.0	94.1	94.1	94.3	94.4
	買付品	金額	7.0	7.0	6.8	6.8	6.5	7.0	6.0	5.9	5.9	5.7	5.6
合計		金額	88,650	88,067	85,049	84,118	80,568	75,467	86,322	92,794	89,146	89,352	83,611

（注）　数値は、卸売業者の事業報告書を集計したものである。
なお、単位未満を四捨五入してあるので、合計数字と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

９　中央卸売市場取引方法別割合の推移

単　位（%）

区　分	水　産　物		青　果　物		食　肉		花　き	
	せり入札	相対取引	せり	相対取引	せり	相対取引	せり	相対取引
平成７年度	32.3	67.7	40.5	59.5	88.8	11.2	69.7	30.3
平成８年度	29.1	70.9	36.2	63.8	89.3	10.7	62.8	37.2
平成９年度	28.3	71.7	34.2	65.8	89.6	10.4	66.2	33.8
平成10年度	25.3	74.7	33.8	66.2	88.7	11.3	57.5	42.5
平成11年度	24.1	75.9	30.6	69.4	91.8	8.2	58.5	41.5
平成12年度	19.4	80.6	14.9	85.1	92.7	7.3	53.4	46.6
平成13年度	16.3	83.7	6.8	93.2	93.2	6.8	51.5	48.5
平成14年度	17.9	82.1	6.0	94.0	94.4	5.6	47.0	53.0
平成15年度	19.6	80.4	6.6	93.4	94.6	5.4	47.2	52.8
平成16年度	19.2	80.8	6.6	93.4	94.4	5.6	39.3	60.7
平成17年度	18.5	81.5	6.0	94.0	96.4	3.6	37.3	62.7
平成18年度	17.6	82.4	5.6	94.4	95.8	4.2	34.7	65.3
平成19年度	17.3	82.7	5.6	94.4	96.6	3.4	32.0	68.0
平成20年度	16.5	83.5	4.4	95.6	96.9	3.1	31.1	68.9
平成21年度	15.4	84.6	4.6	95.4	96.9	3.1	29.3	70.7
平成22年度	15.1	84.9	4.6	95.4	96.9	3.1	26.6	73.4
平成23年度	14.7	85.3	3.9	96.1	96.4	3.6	25.6	74.4
平成24年度	14.5	85.5	3.1	96.9	95.8	4.2	24.8	75.2
平成25年度	14.0	86.0	2.7	97.3	95.5	4.5	23.1	76.9
平成26年度	14.4	85.6	2.5	97.5	96.1	3.9	21.9	78.1
平成27年度	14.5	85.5	2.4	97.6	95.9	4.1	20.8	79.2
平成28年度	13.9	86.1	2.1	97.9	95.5	4.5	19.8	80.2
平成29年度	14.1	85.9	2.1	97.9	94.2	5.8	18.6	81.4
平成30年度	14.4	85.6	2.0	98.0	95.0	5.0	19.5	80.5
令和元年度	13.8	86.2	1.8	98.2	95.4	4.6	17.9	82.1
令和２年度	12.2	87.8	2.4	97.6	95.5	4.5	16.5	83.5
令和３年度	12.9	87.1	1.5	98.5	94.8	5.2	14.2	85.8
令和４年度	13.9	86.1	1.4	98.6	94.0	6.0	13.3	86.7
令和５年度	13.5	86.5	1.1	98.9	92.3	7.7	13.3	86.7
令和６年度	11.7	88.3	0.9	99.1	92.8	7.2	12.8	87.2
令和７年度	12.0	88.0	0.7	99.3	93.6	6.4	12.4	87.6

（注）１　数値は取扱金額の割合であり、卸売業者の事業報告書を集計したものである。
　　２　相対取引とは、販売価格及び数量について売手と買手が交渉のうえ、販売する方法である。

10　中央卸売市場地域別搬出状況

種別＼搬出先		23区		多摩地区		都外		計	
		搬出量	比率（%）	搬出量	比率（%）	搬出量	比率（%）	搬出量	比率（%）
水産物	平成13年	844 t	32.6	216 t	8.3	1,541 t	59.4	2,592 t	100.0
	平成16年	933 t	43.9	181 t	8.5	901 t	42.4	2,122 t	100.0
	平成21年	887 t	34.6	161 t	6.3	1,485 t	57.9	2,565 t	100.0
	平成26年	827 t	46.0	181 t	10.1	754 t	42.0	1,797 t	100.0
	令和元年	856 t	46.3	128 t	6.9	849 t	45.9	1,850 t	100.0
青果物	平成13年	3,938 t	47.6	423 t	5.1	3,629 t	43.8	8,278 t	100.0
	平成16年	2,806 t	50.1	368 t	6.6	2,155 t	38.5	5,599 t	100.0
	平成21年	4,394 t	45.2	584 t	6.0	4,605 t	47.4	9,713 t	100.0
	平成26年	4,080 t	45.3	657 t	7.3	4,151 t	46.1	9,002 t	100.0
	令和元年	4,111 t	46.5	518 t	5.9	3,884 t	44.0	8,836 t	100.0
食肉	平成13年	162 t	59.3	5 t	1.9	106 t	38.8	272 t	100.0
	平成16年	218 t	56.4	13 t	3.4	154 t	39.8	387 t	100.0
	平成21年	179 t	42.5	2 t	0.5	233 t	55.3	421 t	100.0
	平成26年	135 t	33.1	6 t	1.4	268 t	65.5	410 t	100.0
	令和元年	234 t	57.7	23 t	5.8	142 t	35.0	405 t	100.0
切花	平成13年	1,675千本	34.6	1,850千本	38.2	1,254千本	25.9	4,838千本	100.0
	平成16年	4,377千本	49.8	915千本	10.4	3,046千本	34.6	8,796千本	100.0
	平成21年	2,070千本	31.4	394千本	6.0	4,081千本	61.8	6,602千本	100.0
	平成26年	2,765千本	34.6	450千本	5.6	4,651千本	58.1	7,999千本	100.0
	令和元年	2,160千本	31.6	385千本	5.6	4,206千本	61.5	6,836千本	100.0
鉢物	平成13年	123千鉢	25.2	45千鉢	9.2	321千鉢	65.6	490千鉢	100.0
	平成16年	202千鉢	31.7	69千鉢	10.8	349千鉢	54.8	637千鉢	100.0
	平成21年	166千鉢	21.9	43千鉢	5.7	542千鉢	71.4	759千鉢	100.0
	平成26年	194千鉢	22.6	42千鉢	4.9	618千鉢	72.2	855千鉢	100.0
	令和元年	278千鉢	36.5	48千鉢	6.3	434千鉢	57.0	761千鉢	100.0

（注）　搬出量は、調査当日（特定の１日）の販売結果の数量を基にした推定値であり、実際の搬出量とは必ずしも一致しない。また、搬出量の合計には搬出先不明分が含まれているので、内訳の計とは必ずしも一致しない。

11　中央卸売市場市場別・施設別使用許可状況

施設別 / 市場 使用者数	卸売業者 売場	仲卸業者 売場	関連事業者 営業所	事務室	荷さばき場	作業所	バナナ発酵室
豊洲市場 797者	11 12,512.4 低温 9 21,679.1	625 16,691.2	131 5,530.0	(ア) 437 34,766.1 (イ) 10 943.6	10 6,985.5 低温 7 20,769.4	(ア) 50 7,127.6 低温 2 325.6	
食肉市場 48者	4 1,489.3	25 820.0	3 126.3	(ア) 147 10,277.1 (イ) 12 449.3	2 679.0	(イ) 146 11,719.4	
大田市場 363者	26 45,138.4	406 13,135.3	114 5,326.5	(ア) 573 38,771.3 (イ) 40 4,929.7	101 36,045.1	(ア) 15 3,241.1	3 668.0
豊島市場 21者	16 7,171.9	18 462.1	6 281.6	(ア) 22 2,048.9 (イ) 8 595.6	14 2,253.6		
淀橋市場 33者	7 11,436.1	16 648.5	7 255.3	(ア) 33 2,777.6 (イ) 9 484.3	12 2,501.8	(ア) 1 31.7	
足立市場 71者	8 2,064.2	73 1,277.5	30 718.0	(ア) 40 1,906.9 (イ) 2 88.5	23 2,347.3	(ア) 8 380.1	
板橋市場 39者	8 9,873.8	25 1,398.0	8 618.5	(ア) 43 2,764.9 (イ) 14 871.8	24 6,493.1	(ア) 6 481.0	
世田谷市場 36者	10 9,343.3	19 979.7	6 396.7	(ア) 41 3,753.2 (イ) 3 357.1	12 2,668.4	(ア) 1 77.7	
北足立市場 47者	4 16,802.8	51 2,100.6	9 390.0	(ア) 56 3,053.8 (イ) 15 1,723.7	9 5,729.1	(ア) 2 99.0	
多摩ニュータウン市場 8者	10 2,546.3	4 182.0	1 25.5	(ア) 12 918.0 (イ) 2 76.4	11 5,031.2		
葛西市場 37者	7 12,110.5	40 1,866.4	8 376.2	(ア) 59 3,529.3 (イ) 9 478.7	28 7,500.1		
全市場計 1,500者	111 130,489.0 低温 9 21,679.1	1,302 39,561.3	323 14,044.6	(ア) 1,463 104,567.1 (イ) 124 10,998.7	246 78,234.2 低温 7 20,769.4	(ア)(イ) 229 23,157.6 低温 2 325.6	3 668.0

事務室　(ア)（イ）以外の者が使用するもの
　　(イ) 売買参加者及び買出人の団体等が使用するもの
作業所　(ア) 食肉市場以外の作業所
　　(イ) 食肉市場の作業所
倉　庫　①　市場において取り扱う販売物品を保管するために設置されたもの
　　②　①以外のもの

上段・・・件数
（令和８年４月１日現在 下段・・・面積（㎡）

買荷保管所	倉　庫	冷蔵庫（㎥）	冷蔵室	車両置場	その他施設			計
					市場用地	厚生会館	その他	
6 3,368.3	①　6 1,857.5 ②　44 2,135.1			(ア)　44 44,905.4 (イ)　43 43,071.0	①　469 4,108.6 ②　10 2,101.3		1,090 8,292.9	3,004 237,170.6
	①　1 75.6 ②　57 1,388.4	53 12,908.0	39 6,922.6	(ア)　2 608.0 (イ)	①　116 486.4 ②　4 74.6		11 70.2	569 35,186.2 (冷)　53 12,908.0
7 600.0	①　40 3,021.7 ②　100 4,032.0	13 18,056.6		(ア)　34 45,028.9 (イ)　8 19,445.5	①　857 6,175.0 ②　129 3,105.4		96 393.2	2,549 229,057.1 (冷)　13 18,056.6
	①　15 514.0 ②　17 442.7	1 662.8		(ア)　8 1,346.5 (イ)　2 1,848.9	①　44 471.9 ②　4 92.9		59 41.9	233 17,572.5 (冷)　1 662.8
	①　2 48.0 ②　10 309.6			(ア)　1 859.5 (イ)　9 8,068.9	①　147 425.4 ②　8 347.0		113 17.1	375 28,210.8
3 376.2	①　32 1,185.9 ②　19 590.9	7 6,112.9		(ア)　22 5,007.8 (イ)　1 91.0	①　145 397.3 ②　9 232.3		13 219.8	428 16,883.7 (冷)　7 6,112.9
	①　34 1,226.3 ②　10 435.1	5 2,190.9		(ア)　4 2,713.3 (イ)　1 161.8	①　129 451.2 ②　1 19.3		34 23.8	341 27,531.9 (冷)　5 2,190.9
	①　6 359.4 ②　14 672.4	5 1,439.8		(ア)　12 3,898.4 (イ)　1 1,798.1	①　89 548.7 ②　5 1,265.5		84 157.6	303 26,276.2 (冷)　5 1,439.8
	①　18 1,097.7 ②　11 510.1	3 4,398.3		(ア)　7 10,368.5 (イ)	①　138 144.5 ②　12 234.0		39 6.5	371 42,260.3 (冷)　3 4,398.3
	①　11 482.7 ②　4 244.1	2 182.4		(ア)　1 393.1 (イ)	①　24 553.6 ②		8 1.9	88 10,454.8 (冷)　2 182.4
	①　6 259.1 ②　9 514.7	3 3,236.2		(ア)　10 1,505.6 (イ)　2 100.0	①　107 866.8 ②　26 672.5		81 11.2	392 29,791.1 (冷)　3 3,236.2
16 4,344.5	①　171 10,127.9 ②　295 11,275.1	92 49,187.9	39 6,922.6	(ア)　145 116,635.0 (イ)　67 74,585.2	①　2,265 14,629.4 ②　208 8,144.8		1,628 9,236.1	8,653 700,395.2 (冷)　92 49,187.9

車両置場　（ア）（イ）以外のもの
　　（イ）売買参加者及び買出人の自動車が主として駐車するもの
市場用地　① 建物又は工作物の敷地として使用するもの
　　② さら地として使用するもの
低温とあるのは、豊洲市場の低温卸売場、低温荷さばき場、低温作業所ア
なお、（冷）は冷蔵庫（単位：㎥）を表す。

12　中央卸売市場使用料一覧（市場条例施行規則第31・33・35条関係）

（令和３年３月31日施行）

<table>
<tr><th>種　　別</th><th colspan="2">使　　用　　料</th></tr>
<tr><td rowspan="4">卸売業者売場使用料</td><td rowspan="2">食肉市場以外の市場</td><td>１　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を除く。）
　卸売金額（販売価格に数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額とする。以下同じ。）から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2.5に100分の110を乗じて得た額
２　条例第４条第１項に規定する取扱品目（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物）
　卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の1.25に100分の110を乗じて得た額
３　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉）
　卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
　ただし、知事が特に必要と認める特定の分場につき、卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の0.5を限り料率を減ずることができる。</td></tr>
<tr><td>卸売業者低温売場　　１月１㎡につき　　695（　764）円
卸売業者売場　　１月１㎡につき　　505（　555）円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">食肉市場</td><td>１　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉）
　卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
２　条例第４条第１項に規定する取扱品目（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物）
　卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の1.25に100分の110を乗じて得た額
３　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を除く。）
　卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2.5に100分の110を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>卸売業者売場　　１月１㎡につき　　505（　555）円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種　　別</th><th colspan="2">使　　用　　料</th></tr>
<tr><td rowspan="3">仲卸業者売場使用料</td><td>食肉市場以外の市場</td><td>仲卸業者が条例第36条の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品
1　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を除く。）
販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。以下同じ。）から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2.5に100分の110を乗じて得た額
2　条例第４条第１項に規定する取扱品目（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物）
販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の1.25に100分の110を乗じて得た額
3　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉）
販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>食肉市場</td><td>仲卸業者が条例第36条の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品
1　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉）
販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
2　条例第４条第１項に規定する取扱品目（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物）
販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の1.25に100分の110を乗じて得た額
3　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を除く。）
販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2.5に100分の110を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>仲卸業者売場</td><td>１月１㎡につき　1,991（2,190）円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関連事業者営業所使用料</td><td>食肉市場以外の市場</td><td>販売金額（生鮮食料品等の販売に限る。）から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の1に100分の110を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>関連事業者営業所</td><td>１月１㎡につき　2,210（2,431）円</td></tr>
<tr><td>事務室使用料</td><td colspan="2">１月１㎡につき　2,048（2,252）円
ただし、売買参加者若しくは買出人の団体が使用する場合、市場業務従事者の団体が使用する場合、市場内の文化的事業の用に供するために使用する場合又は市場関係者のための食堂（厚生食堂）として使用する場合であって、知事が特に必要と認めたときは、
１月１㎡につき　1,105（1,215）円</td></tr>
</table>

種別	使用料		
集会所使用料	1回（3時間以内）につき 1　収容面積50㎡以上のもの 2　前号以外のもの		4,762（5,238）円 1,905（2,095）円
荷さばき場使用料	1月1㎡につき		505（　555）円
低温荷さばき場使用料	食肉市場以外の市場	1月1㎡につき	695（　764）円
作業所使用料	食肉市場以外の市場	1月1㎡につき	1,305（1,435）円
	食肉市場	1月1㎡につき	662（　728）円
低温作業所使用料	食肉市場以外の市場	1月1㎡につき	1,495（1,644）円
バナナ発酵室使用料	食肉市場以外の市場	1月1㎡につき	1,420（1,562）円
買荷保管所使用料	食肉市場以外の市場	1月1㎡につき	235（　258）円
桟橋使用料	食肉市場以外の市場	総トン数1トンにつき24時間までごとに	15（　16）円
冷蔵室使用料	食肉市場	1月1㎡につき	3,705（4,075）円
内臓取引室使用料	食肉市場	1月1㎡につき	881（　969）円
倉庫使用料	1月1㎡につき 1　市場において取り扱う販売物品を保管するために設置されたもの 2　前号以外のもの		953（1,048）円 596（　655）円
冷蔵庫使用料	1月1㎥につき 1　冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下40度以下に保たれているもの 2　冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下20度以下零下30度未満に保たれているもの 3　冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下10度以下零下20度未満に保たれているもの 4　冷蔵室の保管温度が常時摂氏10度以下零下2度未満に保たれているもの		1,134（1,247）円 886（　974）円 800（　880）円 567（　623）円

<table>
<tr><th colspan="2">種　　別</th><th colspan="2">使　　用　　料</th></tr>
<tr><td colspan="2">通過物使用料</td><td>食肉市場以外の市場</td><td>1　生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品
1トンにつき　1,267（1,393）円
2　野菜及びその加工品
1トンにつき　320（ 352）円
3　果実及びその加工品
1トンにつき　634（ 697）円
4　条例第4条第1項に規定するその他の食料品等(食肉を除く。)
1トンにつき　1,267（1,393）円
5　花き及び条例第4条第1項に規定するその他の農産物等
1トンにつき　253（ 278）円
ただし、知事が特に必要と認める場合は、当該通過物使用料の2分の1を限り減額することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">車両置場使用料</td><td colspan="2">1月1㎡につき　629（ 691）円
ただし、売買参加者及び買出人の自動車が主として駐車するもの　339（ 372）円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他の施設使用料</td><td>厚生会館使用料</td><td>食肉市場以外の市場</td><td>1月1㎡につき　586（ 644）円</td></tr>
<tr><td>市場用地屋上使用料</td><td colspan="2">1月1㎡につき
1　建物又は工作物の敷地として使用するもの　762（ 838）円
2　更地として使用するもの　420（ 462）円</td></tr>
<tr><td>その他の使用料</td><td colspan="2">1月1㎡につき　181（ 199）円</td></tr>
</table>

（注）1「通過物使用料」中、花きについては、1箱を 100分の1トンとみなす。
2「その他の施設使用料」中、「その他の使用料」とは、中2階、渡り廊下等空間を使用する場合の使用料をいう。
3（ ）内は、各単価に100分の110を乗じた金額である。（1円未満の端数は切り捨てる。）

13　中央卸売市場と畜使用料・手数料一覧（屠場条例施行規則第５・６条関係）

（令和元年10月1日施行）

種　別	内　　容		金　　額
と畜使用料	１　普通と畜		
	牛（生後１年以上）	１頭につき	11,429（12,571）円
	牛（生後１年未満）	〃	2,286（ 2,514）円
	馬（生後１年以上）	〃	11,429（12,571）円
	馬（生後１年未満）	〃	5,486（ 6,034）円
	豚（枝肉重量100キログラム未満）	〃	1,143（ 1,257）円
	豚（枝肉重量100キログラム以上）	〃	1,600（ 1,760）円
	２　特別と畜		
	切迫と畜		普通と畜の1.5倍に相当する額
	臨時と畜		普通と畜の1.5倍に相当する額
	３　消　毒　料		
	と畜の際消毒の必要がある場合		実　費
手数料	投　　薬	１回につき	実　費
	注　　射	〃	1,050円
	手　　術	〃	実　費
	診断書・検案書	１通につき	420円

（注）１（　）内は、各単価に100分の110を乗じた金額である。（１円未満の端数は切り捨てる。）
　　２　手数料は消費税の非課税項目である。

14　令和７年度中央卸売市場業務日誌

年　月　日	事　　項
令和７年６月１日	・東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行(刑法等改正に伴う規定整備)
令和７年９月５日	・第 32 回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催 （令和８年における休業日の設定について諮問・答申、卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正について）
令和７年９月８日	・第 86 回東京都卸売市場審議会
令和７年12月４日	・第１回東京都卸売市場審議会計画部会
令和８年２月６日	・第 87 回東京都卸売市場審議会

15 市　場　年　表

年	月	事　項
大正	12年 3月	・　**中央卸売市場法の公布**
	10月	・　同法施行規則公布６大都市に施行
	12月	・　９月の関東大震災によって日本橋市場及び神田多町を初め多くの青果市場が焼失したため、応急施設として、臨時市設魚市場（築地）及び臨時市設江東青果物市場（本所横網）を設置し、東京市営の下に営業を開始
	13年 3月	・　第１次分場計画に基づく、築地本場・神田分場・江東分場の建設を市議会で議決
昭和	2年 7月	・　第１次分場計画商工大臣より認可（築地本場・神田分場・江東分場）
	11月	・　江東分場完成、東京市市設江東青果市場として開場
	3年12月	・　神田分場完成、東京市市設神田青果市場として開場
	6年 6月	・　築地本場開設商工大臣より認可
	7年 7月	・　第２次分場計画（淀橋・荏原・豊島・足立分場）に基づく分場建設を市議会で議決
	8年12月	・　築地本場完成
	9年10月	・　神田・江東両分場開設商工大臣より認可
	10年 2月	・　**築地本場青果部、鳥卵部、魚類部（淡水魚のみ）は、東京市中央卸売市場として業務開始**
		・　神田・江東青果市場は、東京市中央卸売市場神田・江東分場として業務開始
	3月	・　第２次分場計画商工大臣より認可（淀橋・荏原・豊島・足立分場）
	6月	・　築地本場魚類部塩干魚取扱開始
	11月	・　築地本場魚類部鮮魚取扱開始
	11年 5月	・　荏原分場完成
	6月	・　荏原分場及び蒲田配給所業務開始
	12月	・　**東京市設芝浦屠場業務開始**
	12年 1月	・　荏原分場世田谷配給所業務開始
	2月	・　豊島分場完成
	3月	・　**豊島分場業務開始**
	7月	・　豊島分場王子及び板橋配給所業務開始
		・　物品販売価格取締規則公布
	8月	・　暴利行為等取締規則公布
	13年 9月	・　淀橋分場完成

年	月	事項
昭和	14年 2月	・ **淀橋分場業務開始**
	5月	・ **淀橋分場松原及び杉並配給所業務開始**
	9月	・ 価格停止令公布
	15年 3月	・ 食用うなぎの公定価格実施（最初の公定価格）
	7月	・ 臨時措置法に基づく青果物配給統制規則公布
	8月	・ 商工省は「生鮮食料品の配給及び価格の統制に関する件」を発表、卸売手数料・市場使用料低減、奨励金廃止
		・ 青果物公定価格の実施（40品目）
	9月	・ 鮮魚介公定価格の実施（77品目）
	12月	・ 荏原分場調布配給所業務開始
	16年 4月	・ 国家総動員法に基づく生活必需物資統制令による鮮魚介配給統制規則の公布
	8月	・ 青果物配給統制規則公布
		・ いも類配給統制規則公布
	10月	・ 仲買人制度の廃止
	11月	・ 江東分場奥戸・小松川・宇喜多配給所業務開始
	12月	・ 太平洋戦争ぼっ発
	17年 1月	・ 水産物配給統制規則公布
	2月	・ 青果物、鮮魚介割当配給制度の実施
	18年 2月	・ 本、分場の青果物関係会社合併し、東京青果配給統制株式会社となる
	7月	・ 都制の施行により東京都中央卸売市場となる
	19年 7月	・ 統制会社令に基づき東京青果配給統制株式会社及び東京水産物統制株式会社設立
	20年 2月	・ 足立分場完成、業務開始
	8月	・ 終戦
	11月	・ 水産物及び青果物の統制撤廃
	12月	・ 進駐軍による築地本場第１次接収（青果仲買店舗 7,843㎡、土地 7,679㎡）
	21年 1月	・ 進駐軍による築地本場第２次接収（駐車場13,158㎡）
	2月	・ 〃 〃 第３次接収（青果部第１卸売場 1,491㎡）
	3月	・ 水産物統制令公布
		・ 鮮魚介類最高販売価格の指定
	4月	・ 進駐軍による築地本場第４次接収（駐車場 3,390㎡）
		・ 青果物統制令公布
	5月	・ 進駐軍による築地本場第５次接収（駐車場15,346㎡）
	6月	・ 淀橋分場練馬配給所業務開始
	7月	・ 青果物の統制販売価格の実施
		・ 東京都水産物販売許可規則制定

年	月	事項
昭和	22年 4月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（使用料）改正 ・　生鮮魚介配給規則公布
	5月	・　青果部複数荷受機関発足、東京青果物配給統制株式会社解散、８社に分立 ・　東京都公認荷受機関登録規程制定
	6月	・　水産物の分荷・指図のため本場に指図課を設置し、末端配給は家庭登録による鮮魚介の配給実施
	7月	・　青果物及びつけ物配給規則公布 ・　加工水産物配給規則公布
	10月	・　果物の配給及び価格の統制撤廃、同時に統制規則を蔬菜及び漬物配給規則と改称
	12月	・　生鮮食料品配給確保施設補助に関する緊急措置の実施（水産物、青果物に対する運賃補給制度の実施）
	23年 4月	・　東京水産物統制株式会社の解散、６社に分立
	8月	・　物価改訂に伴い、蔬菜及び加工水産物の公定価格の大改訂
	9月	・　東京都中央卸売市場蔬菜部及び果実部仲買人選考委員会規則制定
	10月	・　東京都中央卸売市場業務規程及び同施行細則全文改正 ・　果実部仲買人制度の復活
	12月	・　つけ物の統制撤廃
	24年 2月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（使用料）改正
	4月	・　蔬菜配給規則の廃止（蔬菜の統制撤廃）
	7月	・　進駐軍による築地本場第６次接収（魚類部仲買人売場 1,851㎡） ・　蔬菜仲買人制度の復活
	11月	・　淀橋分場練馬配給所移転、業務開始
	25年 1月	・　東京都水産物取引規則制定
	4月	・　生鮮、加工水産物配給規則の廃止（水産物の統制撤廃）
	5月	・　東京都中央卸売市場生鮮・加工水産物部仲買人選考委員会規程制定
	6月	・　東京都中央卸売市場卸売業務許可要綱制定 ・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（使用料）改正 ・　水産物仲買人制度の復活
	7月	・　東京都水産物販売許可規則の廃止 ・　東京都公認荷受機関登録規程の廃止
	26年 2月	・　処務規程の一部（指図課を廃止）改正
	3月	・　荏原分場蒲田配給所移転、業務開始
	7月	・　生鮮及び加工水産物仲買人整備要綱制定
	9月	・　東京都中央卸売市場監察員規則制定
	11月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（使用料）改正
	27年 2月	・　東京都中央卸売市場運営協議会規程の廃止
	3月	・　第１次築地本場接収解除（ 5,039㎡）

年	月	事項
昭和	27年 6月	・　第２次築地本場接収解除（26,176㎡）
	28年 4月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（使用料）改正
	10月	・　卸売人整備統合の結果、水産物部24社（昭26.5.1 現在）は14社となり、青果部30社（昭26.5.1 現在）は25社となる
	29年 3月	・　南太平洋ビキニ環礁で行われた原爆実験（昭29.3.1）の被災船第五福竜丸積荷２トン焼津より入荷、同日埋設処理
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第１回）
	6月	・　荏原分場玉川配給所業務開始
	10月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第２回）
	30年 1月	・　第３次築地本場接収解除（ 1,307㎡）
	2月	・　東京都中央卸売市場開設20周年記念式典開催
	3月	・　第４次築地本場接収解除（10,393㎡）最終的解除
	8月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（蔬菜、果実部仲買人数の改正、仲買人章、売買参加人章の様式削除）改正
	9月	・　東京築地北魚株式会社本場の卸売業務廃止
	11月	・　荏原分場調布配給所移転、業務開始
	31年 1月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（バナナの輸入方式改正「輸入は買付けに含まない」）改正
	2月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（別表通過物使用料）改正
	4月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部(別表生鮮加工水産物売上高使用料)改正
	6月	・　中央卸売市場法の一部（卸売人の許可権限を農林大臣に引上げ、類似市場届出制、独禁法の緩和）改正（施行 昭31.9.20）
	11月	・　水産物流通実態調査実施（第３回）
	32年 3月	・　江東分場小岩配給所業務開始
		・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（取扱品目のうち肉類の削除、卸売人員数の最高限度の規程、保証金の増額等）改正
	4月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（使用料）改正
	6月	・　淀橋分場松原配給所移転、業務開始
	9月	・　東京神田青果株式会社の業務許可取消
	10月	・　地方財政法及び同施行令の一部改正により、市場の経理は特別会計に移行
	12月	・　大極光明株式会社、東京都知事を相手取り、借地権確認、土地引渡し請求の訴訟を提起
	33年 3月	・　東京都中央卸売市場史（上巻）刊行
	4月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（神田分場卸売人売上高割使用料を千分の 2.5から 3.5に引上げ）改正

年	月	事項
昭和	33年 5月	・　中央卸売市場法の一部（中央卸売市場名称使用の規制、純資産額の設定）改正
	8月	・　東京都中央卸売市場施設整備調査研究会設置
	11月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（買受奨励等交付金の支出規制）改正
	11月	・　神田分場卸売人一元青果株式会社、同分場秋葉原青果株式会社の営業譲受
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第４回）
	34年 3月	・　臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法公布
		・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（別表の単位をメートル法に改める）改正
	4月	・　江東分場葛飾（旧奥戸）配給所業務開始
	35年 2月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（通過物使用料）改正
	4月	・　臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法廃止
	7月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（神田分場卸売人売上高割使用料を千分の 3.5から 2.5に戻す）改正
	9月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第５回）
	10月	・　築地本場魚類部仲買人店舗の移動
	12月	・　全国中央卸売市場長連名で農林大臣あて「中央卸売市場施設整備に関する財政措置について要望書」提出
	36年 1月	・　江東分場小松川配給所移転、業務開始
	5月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（日曜週休制）改正
	6月	・　市場日曜週休制実施（全市場）
	11月	・　中央卸売市場法の一部（市場の計画的整備、入札売の追加、卸売人の兼業業務の届出、中央卸売市場審議会設置等）改正　（昭37. 1.15 施行）
	12月	・　東京都、首都圏整備10カ年計画まとめる（築地・神田分場の移転用地として大井埋立地を計画）
	37年 2月	・　東京都の人口 1,000万人に達す（指定区域23区 8,513,855人）
		・　大極光明株式会社は昭和32年12月提起した訴訟の訴の変更を申立て、２億４千万円の損害賠償請求
	3月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会条例制定（委員25名）
	4月	・　江東分場宇喜多配給所廃止
	5月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会に諮問（施設整備及び業務その他の改善について）
	6月	・　６大都市（東京都知事他都市、市長連名で）大蔵、農林、自治各大臣あて、中央卸売市場の整備拡張についての要望書を提出
	7月	・　東京都生鮮食料品標準品小売店制度発足（第１回指定23区内に青果 427店、果実85店、水産物 407店）
	10月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（市場の名称を分場から市場に変更等）改正（施行 昭37.12.1）
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第６回）

年	月	事項
昭和	38年 1月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第１次答申（施設整備計画の策定及び取引における共同ぜり、上場単位引上げについて）
	3月	・　生鮮食料品標準品小売店第２回指定（青果 951店、果実 109店、水産物 511店）
	3月	・　東京都中央卸売市場史（下巻）刊行
	4月	・　生鮮食料品の価格安定対策のため経済閣僚懇談会開かれ、野菜指定産地設置の農相報告行われる
		・　土地収用法第20条の規程に基づく事業の認定告示（足立市場拡張整備工事、建設省告示第1213号）
	5月	・　土地収用法第31条の規定に基づく土地細目公示（足立区千住橋戸町49番地の６）
	6月	・　**地方自治法の一部改正（法律第99号昭39.4.1施行）により地方公営企業法が改正され、中央卸売市場の経理に同法の財務規程の一部適用される（施行 昭39.4.1）**
		・　農林大臣は中央卸売市場審議会に対し中央卸売市場における生鮮食料品の流通改善対策について諮問（38農経Ａ第4760号）、同会は取引方法の改善、仲買人の適正人数及び適正規模、卸売人の手数料引き下げについて答申
	7月	・　中央卸売市場審議会の答申に基づき「生鮮食料品流通改善対策要綱」を閣議決定
		・　中央卸売市場における生鮮食料品の流通改善対策の実施要領（農林省決定）
		・　足立区千住橋戸町49番地の６の土地所有者株式会社長谷川商店は、建設大臣を相手どり、事業認定処分取消請求の訴訟を提起
		・　東京都中央卸売市場施設整備８カ年計画、首脳部会議で決定後、農林大臣あて提出
	8月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（卸売人の手数料を野菜 8.5%、果実７%、水産物 5.5%に引下げ）改正（施行 昭38.9.1）
		・　卸売人の交付金の支出に関する承認要領制定
	9月	・　生鮮食料品標準品小売店第３回指定（青果 951店、果実 109店、水産物 657店）
		・　中央卸売市場施設整備の財政措置について、要望書を自治、大蔵、農林大臣に６大都市（東京都知事、５大都市市長）連名で提出
		・　東京都中央卸売市場における法人組織による仲買業務許可要綱制定
	10月	・　東京都中央卸売市場生鮮水産物部、加工水産物部並びに青果部における法人組織による仲買業務許可要領制定
		・　水産物の上場単位の引上げ、共同ぜりの実施
	39年 3月	・　生鮮食料品標準品小売店第４回指定（青果 1,102店、果実 105店、水産物 666店）
	4月	・　東京都中央卸売市場会計、地方公営企業会計方式へ移行
	7月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第２次答申（市場施設整備の一環として機械化、合理化の推進）
	9月	・　築地本場青果卸売人東京築地青果株式会社は、日冷青果株式会社を合併
	10月	・　大極光明株式会社の訴に係る借地権確認及び土地引渡請求事件、東京地裁判決（東京都勝訴）
		・　築地本場青果仲買人店舗移動、新店舗使用開始
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第７回）
		・　標準品小売店巡回指導員制度発足
		・　練馬分場移転、業務開始

年	月	事項
昭和	40年 2月	・　東京都中央卸売市場開設30周年記念式典開催
	3月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会中間報告（容器・荷姿の統一）
		・　生鮮食料品標準品小売店第５回指定（青果 1,119店、果実 113店、水産物 751店）
	12月	・　中央卸売市場の財政措置についての要望書を自治、大蔵、農林大臣及び経済企画庁長官に23都市開設者連名で提出
	41年 3月	・　生鮮食料品標準品小売店第６回指定（青果 1,151店、果実 103店、水産物 788店）
	4月	・　東京都中央卸売市場食肉市場開設準備室設置
		・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第２回中間報告
	7月	・　東京都組織規程及び東京都中央卸売市場処務規程の改正により、東京都立芝浦屠場は経済局から中央卸売市場となる
	8月	・　新容器による釧路からの水産物試験輸送実施
	9月	・　６大都市開設者会議（先取り転送、相対取引のルール化等）農林省で開催
	10月	・　東京都中央卸売市場対策協議会設置
		・　関西鮮魚特急（とびうお号）運行開始
		・　民間放送テレビによる生鮮食料品流通サービス事業実施
	11月	・　農林大臣が食肉市場の開設認可及び食肉部卸売人（東京食肉市場株式会社）の業務許可
	12月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（食肉市場新設等）改正
		・　足立市場内の株式会社長谷川商店関係裁判開始
		・　食肉市場開場、業務開始
	42年 2月	・　東京都中央卸売市場施設管理適正化要綱制定（42中管－発第12号）
	3月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第３回中間報告
		・　生鮮食料品標準品小売店第７回指定（青果 1,145店、果実 104店、水産物 793店）
	4月	・　生鮮水産物、加工水産物部及び青果部仲買人の経営の適正化要綱制定
	6月	・　電動式の入荷量表示装置及びせり値表示装置新設
	7月	・　神田市場卸売人東印東京青果株式会社と東京丸一青果株式会社合併し、東京青果株式会社として発足
	11月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（休業日変更等）改正
	12月	・　水産物仲買人売場合理化対策協議会発足
	43年 3月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第３次答申（食肉市場、芝浦屠場の施設整備、容器荷姿の統一について）
		・　東京都生鮮食料標準品小売店制度を廃止、新たに東京都青果物・水産物標準小売価格普及協議会発足（昭43.4.1）
	4月	・　物価問題に関する知事と消費者の対話集会を築地本場において開催
	10月	・　三陸鮮魚特急（東鱗１号）運行開始
		・　小笠原から築地本場に鮮魚初入荷
	11月	・　「青果物先取転送要領」制定（43中－農開第 285号）
	12月	・　東京築地魚市場仲買共同組合と卸売人の間における完納奨励金等に関する紛争について市場長調停

年	月	事項
昭和	44年 1月	・　市場業務の一部（使用料及び統計）電算処理開始
	2月	・　６大都市市場長会議（於東京）祝祭日の休業について決定（年間３日）
		・　青果物搬出実態調査実施
	3月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第４次答申（新設青果市場の基本設計の方針について）
		・　水産物搬出実態調査実施
		・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（休業日の変更）改正
		・　大極光明株式会社の訴に係る借地権確認及び土地引渡等請求事件、東京高裁判決（東京都敗訴）同社及び東京都とも最高裁に上告
		・　東京都、大井市場建設に関する調査を実施
	4月	・　神田市場にせり機械（３台）設置
	5月	・　水産物部仲買人売場の合理的配置（業種別配列）について決定
	6月	・　「水産物の早出し及び転送許可承認要領」制定（44中水発第93号）
	8月	・　東京都は、大井市場プロジェクトチーム編成
	10月	・　築地本場水産物部仲買人店舗移動（一部業種別配列を実施）
	45年 4月	・　板橋市場開設準備担当を設置
	5月	・　荏原市場大森分場の仲買人（14名）増員（許可昭和45年 5月30日、業務開始昭和45年 6月29日）
	6月	・　「大井市場プロジェクトチーム」の結論出る（大井市場は青果物、水産物の主たる総合市場とすることが望ましい）
	10月	・　都民の日に市場公開
		・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会に諮問（流通与件の変化に伴う取引業務のあり方について）
	12月	・　塩鮭の斡旋販売実施
	46年 3月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第８回）
	4月	・　世田谷市場開設準備担当の設置
		・　卸売市場法公布　施行７月１日（法律第35号）
	5月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（世田谷市場及び板橋市場のための規程の整備等）改正
	7月	・　卸売市場法施行（ただし、地方卸売市場関係規定は、昭和47.1.1施行）及び中央卸売市場法廃止
		・　東京都中央卸売市場消費者コーナー運営協議会発足
		・　山陰特急（水産物）運行開始
	10月	・　築地・神田・足立・荏原・江東・豊島・淀橋の各市場に消費者コーナー開設
	11月	・　農林大臣が卸売市場整備基本方針（第１次）を公表
	12月	・　東京都中央卸売市場条例・同施行規則公布
		・　東京都地方卸売市場条例・同施行規則公布
		・　東京都卸売市場審議会条例公布
	47年 1月	・　**東京都中央卸売市場条例・同施行規則施行**

年	月	事項
昭和	47年 1月	・　東京都地方卸売市場条例・同施行規則施行 ・　東京都卸売市場審議会条例施行 ・　東京都中央卸売市場業務規程・同施行細則廃止 ・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会条例廃止 ・　板橋市場完成
	2月	・　農林大臣が中央卸売市場整備計画（第１次）を公表 ・　東京都卸売市場審議会条例に基づく委員15名委嘱 ・　東京都卸売市場条例に基づく委員20名委嘱 ・　第１回東京都卸売市場審議会開催（会長の互選等） ・　第１回東京都卸売市場運営協議会開催（予約相対取引承認要綱案及び販売開始時刻以前の卸売許可要綱案について審議） ・　東京都中央卸売市場運営連絡会設置 ・　板橋市場業務開始、豊島市場板橋分場・同王子分場廃止 ・　世田谷市場完成
	3月	・　世田谷市場業務開始、荏原市場世田谷分場・同調布分場・同玉川分場廃止
	5月	・　第３回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「予約相対取引承認要綱案及び販売開始時刻以前の卸売許可要綱案について」諮問・答申） ・　第２回東京都卸売市場審議会開催（中央卸売市場整備計画等）
	7月	・　東京都中央卸売市場開設区域の変更（農林省告示第1054号）
	11月	・　第５回東京都卸売市場審議会開催（東京都卸売市場整備計画（第１次）答申） ・　東京都中央卸売市場整備計画（第１次）策定
	12月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（開設区域を東京都の区域に変更等）改正
	48年 5月	・　食肉市場における取引の一部変更（大動物の取引を温と体から冷と体に変更）
	6月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（国民の祝日に関する法律の一部改正に伴う規定整備）改正
	10月	・　足立市場側線廃止（用途廃止 2,359㎡）
	12月	・　東京都地方卸売市場条例の一部（花き部の設置等）改正（施行 昭49.4.1）
	49年 2月	・　借地権確認及び土地引渡等請求事件（大極光明株式会社）上告審（最高裁）判決都側敗訴部分につき破棄差戻し（都側勝訴） ・　生鮮食料品流通実態調査実施（第９回）
	3月	・　大森市場消費者コーナー開設
	4月	・　株式会社東京食肉供給公社設立
	5月	・　足立市場内の株式会社長谷川商店所有地にかかる土地収用採決申請を取り下げる
	50年 6月	・　東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（食肉市場サービス業者の流通補完業務、臓器取扱業の１名増）
	8月	・　財団法人東京芝浦食肉事業公社設立（許可 昭和 50.8.1）
	9月	・　第11回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画の基本方針（第２次）」答申） ・　第12回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場の使用料改定、と場使用料及び手数料の改定について」諮問）

年	月	事項
昭和	50年 9月	・　第13回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場の使用料改定、と場使用料及び手数料の改定について」答申）
	11月	・　株式会社東京食肉供給公社事業開始 ・　農林大臣が卸売市場整備基本方針（第２次）を公表 ・　財団法人東京芝浦食肉事業公社事業開始（公社職員を採用）
	12月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（市場使用料）改正（施行 昭51.1.1） ・　東京都立芝浦屠場条例の一部（と畜使用料及び手数料）改正（施行 昭51.1.1）
	51年 3月	・　東京都中央卸売市場条例施行規則の一部（厚生会館使用料の新設等）改正（施行昭51.4.1）
	4月	・　農林大臣が中央卸売市場整備計画（第２次）を公表
	5月	・　築地市場厚生会館事業開始
	52年 3月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第10回） ・　第16回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画(第２次)」答申） ・　東京都卸売市場整備計画（第２次）策定
	4月	・　北足立市場開設準備担当を設置
	10月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（冷凍鯨肉を特定物品から除外）改正
	12月	・　東京都行財政三カ年計画（1977年）により昭和55年度までの卸売市場の整備計画を策定
	53年 4月	・　全国中央卸売市場協会設立
	10月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（農林省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う規定整備、農林大臣を農林水産大臣に改める）改正（施行 昭53.10.25）
	54年 1月	・　第19回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場の使用料改定、東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定について」諮問・答申）
	3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（保証金及び使用料額の改定）改正（施行 昭54.4.1 ） ・　東京都立芝浦屠場条例の一部（使用料額の改定）改正（施行 昭54.5.1）
	6月	・　北足立市場完成
	9月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（北足立市場開設に伴う規定整備）改正（施行昭54.9.16） ・　北足立市場業務開始、足立市場青果部廃止 ・　多摩ニュータウン市場開設準備担当を設置
	10月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第11回）
	11月	・　各市場消費者コーナー定例的あっせん販売終了（食肉市場を除く）
	55年 3月	・　第20回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画の基本方針について」諮問）
	8月	・　財団法人東京芝浦食肉事業公社の全職員（ 166名）を東京都に採用し、と畜解体業務委託を停止

年	月	事項
昭和	55年10月	・　都民の日記念行事（１日市場長など） ・　東京都提供テレビ番組「奥様キッチンノート」（東京12チャンネル）昭和55年日本民間放送連盟賞（放送活動部門）受賞
	11月	・　第21回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画の基本方針について」中間答申）
	12月	・　農林水産大臣が卸売市場整備基本方針（第３次）を公表
	56年 1月	・　築地市場おさかな普及センター開設
	3月	・　第22回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針（第３次）」最終答申） ・　東京都中央卸売市場事業に係る行政財産使用料及び財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する規則制定（施行昭56. 3.28） ・　東京都中央卸売市場条例の一部（市場サービス業者を関連事業者に変更等）改正（施行 昭56. 3.30） ・　東京都と場会計条例(と場事業の公営企業会計から一般会計の特別会計へ移行)制定（施行 昭56. 4. 1）
	4月	・　財団法人東京芝浦食肉事業公社解散 ・　東京都中央卸売市場消費者事業普及委員会設置 ・　農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第３次）を公表
	10月	・　食肉市場部分肉販売場業務開始
	12月	・　第23回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場使用料等の改定について」諮問） ・　第24回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場使用料等の改定について」答申） ・　第16回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「昭和57年中の市場の臨時休業日、昭和56年末の部分肉販売場の臨時開場及び市場のシンボルマークについて」諮問・答申）
	57年 3月	・　東京都立芝浦屠場条例の一部（と畜使用料及び手数料）改正（施行 昭57. 4. 1） ・　東京都卸売市場整備計画（第３次）策定
	4月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（市場使用料）改正（施行 昭57. 4. 1）
	6月	・　東京都中央卸売市場のシンボルマークを制定
	58年 1月	・　多摩ニュータウン市場完成
	3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（多摩ニュータウン市場の設置等）改正（施行 昭58. 5.25） ・　東京都中央卸売市場条例の一部（食肉分場の設置等）改正（施行 昭58. 4. 1）
	4月	・　食肉分場業務開始 ・　大井市場建設推進担当設置
	5月	・　多摩ニュータウン市場業務開始
	7月	・　第26回東京都卸売市場審議会開催〔大井市場（仮称）の建設計画の現況について（報告）〕
	11月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第12回）

年	月	事項
昭和	59年 5月	・　東京都中央卸売市場条例の一部〔江東市場（分場含む）の廃止、葛西市場の設置に伴う規定整備〕改正（施行 昭59. 5. 7）
		・　葛西市場業務開始、江東市場及び葛飾・小松川・小岩の３分場廃止
	8月	・　大井市場（仮称）建設事業環境影響評価書案提出
	9月	・　東京都立芝浦屠場のと畜使用料に係る損害賠償請求事件（日本食品株式会社）、東京地裁判決（東京都敗訴）
	12月	・　大井市場（仮称）建設事業環境影響評価書案の公聴会開催
	60年 2月	・　東京都中央卸売市場開設50周年記念式典開催
	4月	・　第28回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針について」諮問）
	61年 1月	・　第29回東京都卸売市場審議会開催（「市場使用料・と畜使用料について」諮問・答申）
		・　東京都首脳部会議において築地市場の現在地での再整備を決定
	2月	・　農林水産大臣が卸売市場整備基本方針（第４次）を公表
		・　東京都立芝浦屠場のと畜使用料に係る損害賠償請求事件（日本食品株式会社）、東京高裁判決（東京都勝訴）同社最高裁に上告
		・　「築地市場再整備推進委員会（会長：渡辺茂　都立科学技術大学長兼工科短大学長）」を設置
	3月	・　第31回東京都卸売市場審議会開催〔「東京都卸売市場整備基本方針（第４次）について」答申〕
	4月	・　農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第４次）を公表
	6月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（市場使用料）改正（施行 昭61. 7. 1）
		・　東京都立芝浦屠場条例の一部（と畜使用料の改定）改正（施行 昭61. 7. 1）
	8月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（関連事業者の定義を変更）改正(施行昭61. 9.1)
	9月	・　東京都中央卸売市場条例施行規則の一部（条例改正に伴い豊島市場２、板橋市場５、世田谷市場２の加工食料品販売業者を設置）改正
	11月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第13回）
	12月	・　東京都卸売市場整備計画（第４次）策定
	62年 1月	・　築地市場国鉄引込線廃止
	3月	・　「築地市場再整備推進委員会」から「築地市場再整備の基本的方針について（答申）」が出される
		・　株式会社東京食肉供給公社事業廃止
	4月	・　「築地市場再整備協議会（会長：市場長）」を設置
	11月	・　第22回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「花き等の委託料の率について」及び「昭和63年中における臨時休開市及び昭和62年末における食肉市場の臨時開場日について」諮問・答申）
	12月	・　第33回東京都卸売市場審議会開催(「東京都中央卸売市場花き部の市場使用料の新設について」諮問・答申)
	63年 3月	・　北足立市場花き部完成

年	月	事項
昭和	63年 4月	・　北足立市場花き部業務開始
		・　第23回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「昭和63年中の花き部の臨時休市について」及び「花き部における予約相対取引の承認方針及び販売開始時刻以前の卸売の許可方針」について諮問・答申）
	10月	・　東京都中央卸売市場監察員規則の廃止
	11月	・　'89 東京都総合実施計画（平成元年度～３年度）策定
		・　第24回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「昭和64年中における臨時休開市等について」諮問・答申及び「市場休業日検討部会の検討結果について」報告）
		・　「築地市場再整備基本計画」を策定
平成	元年 3月	・　大田市場完成
	4月	・　東京荏原青果株式会社と大和青果株式会社が合併し、東京荏原青果株式会社として発足
		・　東京都中央卸売市場条例の一部〔神田市場・荏原市場（分場を含む）・大森市場の廃止及び大田市場の設置に伴う規定整備〕改正
	5月	・　大田市場青果部業務開始、神田市場・荏原市場及び同市場蒲田分場廃止
	8月	・　東京都は旧神田市場の残留者（移転反対業者）に対し施設明け渡し訴訟を東京地裁に提起
	9月	・　大田市場水産物部業務開始、大森市場廃止
	11月	・　第25回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成２年中における臨時休開市等について」諮問・答申）
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第14回）
	12月	・　東京都立芝浦屠場のと畜使用料に係る損害賠償請求事件（日本食品株式会社）最高裁判決（東京都勝訴）
	2年 3月	・　大田市場花き部完成
		・　東京都中央卸売市場条例の一部（大田市場花き部設置）改正
	4月	・　管理部に築地市場再整備室を設置
	5月	・　第35回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針について」諮問）
	6月	・　「築地市場再整備基本設計」を策定
	9月	・　大田市場花き部業務開始
		・　旧神田市場仲卸業者が施設を明渡し大田市場へ移転したため明渡し訴訟取り下げ
	10月	・　築地市場再整備事業環境影響評価書案を提出
	11月	・　第27回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成３年中における臨時休開市等について」諮問・答申）
	3年 2月	・　第38回東京都卸売市場審議会開催〔「卸売市場整備基本方針(第５次)」の答申〕
		・　「築地市場再整備推進協議会（会長：市場長）」を設置、「築地市場再整備協議会」廃止
	3月	・　農林水産大臣が卸売市場整備基本方針（第５次）を公表
	4月	・　「東京都築地市場再整備推進本部（本部長：市場長）」を設置
	5月	・　農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第５次）を公表

年	月	事項
平成	3年 7月	・　第28回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成４年中における臨時休開市等について」諮問・答申）
	11月	・　築地市場再整備事業環境影響評価書を提出
	11月	・　東京都卸売市場整備計画（第５次）策定
	4年 3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（輸入に係る牛肉卸売市場豚肉の部分肉を特定物品に加える）改正
		・　東京都は旧神田市場の神田バナナ加工㈱及び転借人を相手取り建物収去及び土地明け渡しを求め東京地裁に訴訟提起
	4月	・　大田市場内自動二輪車死亡事故（元 8.7 発生）に対し、両親が東京都他１名を相手取り損害賠償請求訴訟を東京地裁に提起
	10月	・　築地市場おさかな普及センター新装開館
	11月	・　’93 東京都総合実施計画（平成５年度～７年度）策定
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第15回）
	12月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（板橋市場に花き部設置）改正（施行 平5.2.24）
	5年 1月	・　板橋市場花き部完成
	2月	・　板橋市場花き部業務開始
	4月	・　大田市場で予約取引試行実施
	10月	・　神田バナナ加工㈱事件東京地裁判決（都側勝訴）
	11月	・　神田バナナ加工㈱は東京高裁に控訴
	6年 1月	・　第41回東京都卸売市場審議会開催（「使用料等の改定について」答申）
	3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（施設使用料を15％程度引き上げ）改正（施行 平6.4. 1）
		・　東京都立芝浦と場条例の一部（と畜使用料を10％程度引き上げ）改正（施行 平6.4.1 ）
	4月	・　築地市場で予約取引試行実施
	7月	・　北足立市場で予約取引試行実施
	11月	・　販売開始時刻以前の卸売等取引の指導監督における留意事項に関する農林水産省通達（６食流第4633号）
		・　大田市場損害賠償請求事件東京地裁判決（東京都一部敗訴）同日都側控訴
	7年 3月	・　葛西市場花き部完成、開場記念式典開催
		・　足立市場開設50周年記念式典開催
		・　東京都中央卸売市場条例の一部（葛西市場花き部の開設、せり人登録の有効期間の延長等）改正（施行 平8. 4. 1）
	4月	・　全市場の青果部の取引に前日申込みによる許可方式を導入
		・　葛西市場花き部業務開始
	9月	・　大田市場損害賠償請求控訴事件和解成立
	11月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第16回）
		・　東京都総合３か年計画　とうきょうプラン ’95　策定

年	月	事項
平成	8年 1月	・　築地市場勝どき門駐車場完成
		・　東京都は旧神田市場残留者に対し北口一号館の占有移転禁止の仮処分命令を東京地裁に申立て
	3月	・　立川食肉地方卸売市場の卸売業務に係る営業を立川食肉㈱から㈱西東京ミートセンターへ譲渡
		・　世田谷市場卸売業者の全印世田谷青果㈱業務廃止、同市場の卸売業者は１社に
	4月	・　第46回東京都卸売市場審議会開催（「卸売市場整備基本方針（第６次）について」答申）
	5月	・　大田市場会館完成（開館は７月４日）
		・　第12回使用料のあり方に関する研究会開催（答申）
	7月	・　神田バナナ加工㈱事件和解成立
		・　第34回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成９年中における臨時休業日及び臨時開場日について」諮問・答申）
	8月	・　大田市場水産物部卸売業者㈱大田合水が大都魚類㈱に営業譲渡、大都魚類㈱大田支社営業開始
	10月	・　大田市場共同配送施設建設工事完成
	11月	・　東京都卸売市場整備計画（第６次）策定
	12月	・　「市場施設の使用指定（許可）期間等の取扱要綱」の策定（市場施設の使用指定（許可）の期間を原則として３年間とする等）
	9年 1月	・　食肉市場開設30周年記念式典開催
	2月	・　生活都市東京構想（平成８年度～17年度）策定
	3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（築地市場及び淀橋市場練馬分場の面積の変更、築地市場卸売業者の取扱品目の部類の変更、特定物品の品目追加、消費税率の引き上げ等）施行規則の一部を変更（施行 平9. 4. 1）
	4月	・　東京都中央卸売市場処務細則の一部（関連事業者に関する事務〔サービス業務の許可及び指導監督の総合調整に関すること〕の所管が、経理課管財係から経営指導課指導係に変更等）改正
	6月	・　第35回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成10年における市場の臨時休業日及び開場日の設定について」諮問・答申）
	7月	・　市場長の諮問機関として「市場業者の経営基盤強化に関する研究会」の発足（諮問事項「市場業者の経営体質の強化と経営規模の拡大を図るための、業者の経営改善と統合大型化を進める指導指針について」）
	10月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（特定物品の品目追加（卸売市場法施行規則第22条第１項第７号の規定により農林水産大臣が指定した物品）等）改正（同日施行）
		・　豊島市場卸売業者東京富士青果㈱豊島支社の卸売業務廃止
	12月	・　東京都中央卸売市場使用料の督促に係る審査請求について棄却採決
	10年 3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例案（市場使用料の改定、「役所ことば」の見直し）及び東京都立芝浦屠場条例の一部を改正する条例案（と畜使用料の改定）、平成10年第１回東京都議会定例会で否決（予算案は２会計ともに可決）

年	月	事項
平成	10年 4月	・　東京都田無中央青果地方卸売市場の廃止及び中央青果株式会社の卸売業務の廃止
	7月	・　第36回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成11年中における臨時休業日及び臨時開場日について」諮問・答申）
	8月	・　「市場財政白書」策定
		・　東京練馬西武青果地方卸売市場の廃止及び株式会社練馬青果市場の卸売業務廃止
	10月	・　旧神田市場残留者「秋葉原青果集配センター」が北口卸売場の使用施設を返還
		・　食肉市場水処理センター建設工事完成
	11年 1月	・　食肉市場北側棟（第１期）建設工事着手
	3月	・　「市場業者の経営基盤強化に関する研究会」最終答申（水産物部・青果部の卸売業者及び仲卸業者関係）
	4月	・　旧神田市場北口１号館撤去工事終了に伴い、用地4,774.38㎡を財務局へ引き継ぎ全て終了
	7月	・　第37回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成11年年末における臨時開場日の設定について（花き部）及び平成12年における臨時休業日及び臨時開場日について」諮問・答申）
	9月	・　「市場財政白書’99」策定
	10月	・　東京墨田青果㈱は東京千住青果㈱に営業権を譲渡
	12月	・　第38回東京都中央卸売市場運営協議会開催（東京都中央卸売市場条例改正について諮問・答申）
		・　第52回東京都卸売市場審議会開催（東京都中央卸売市場使用料等の改定について諮問・答申）
	12年 3月	・東京都中央卸売市場条例の一部（使用料の額の改定）改正（施行 平12. 4. 1）
	4月	・㈱江戸川花きと㈱葛西花きが合併、東京フラワーポート㈱として営業開始
	6月	・　第53回東京都卸売市場審議会開催（第７次東京都卸売市場整備計画の策定について諮問）
	7月	・　第１回東京都卸売市場審議会計画部会開催（以降13年３月８日まで全13回開催）
		・　東京都中央卸売市場条例及び同施行規則の改正に伴う業務関係条項の施行
		・　第１回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	8月	・　「市場財政白書」策定
	12月	・　第54回東京都卸売市場審議会開催（第７次東京都卸売市場整備基本方針中間報告）
		・　東京町田中央青果㈱が卸売業務を廃止
		・　不正軽油撲滅作戦の実施（築地市場・大田市場）
	13年 1月	・　㈱東日本花きと㈱板橋花きが合併し、㈱東日本板橋花きとなる
	3月	・　「市場環境白書2001」策定
	4月	・　世田谷市場花き部開場
		・　第55回東京都卸売市場審議会開催（東京都卸売市場整備基本方針の答申）
		・　江東青果㈱は東京千住青果㈱に営業権を譲渡
	6月	・　東京都中央卸売市場条例及び同施行規則の一部改正に伴う業務関係条項の施行
	8月	・　第２回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催

年	月	事項
平成	13年 9月	・　第１回新市場基本コンセプト懇談会開催（以降14年１月17日まで全７回開催）
		・　三局防疫推進会議開催〔牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策について〕全16報
	11月	・　淀橋市場練馬分場の廃止、練馬青果地方卸売市場の開場
	12月	・　東京都卸売市場整備計画(第７次)を策定し、築地市場の豊洲移転を正式決定
	14年 1月	・　第56回東京都卸売市場審議会開催(「東京都卸売市場整備計画（第７次）」報告)
	2月	・　本局組織を築地市場から新宿本庁舎へ移転、業務開始
		・　食肉市場センタービル供用開始
	4月	・　東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則施行
	5月	・　「市場財政白書2002」策定
		・　第１回新市場建設協議会において基本構想づくりについて協議開始
	6月	・　「市場環境白書2002」策定
	7月	・　第３回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	9月	・　「豊洲・晴海計画（案）」を発表し、市場が計画の中に位置づけられた
	10月	・　築地市場中央青果㈱と築地青果㈱が分社型共同新設分割により東京シティ青果㈱として営業開始
		・　北足立市場　千住青果㈱と丸生青果㈱が合併、東京千住青果㈱として営業開始
	11月	・　「Ａｄｖａｎｃｅ７～市場システム改革の7つの提言～」策定
	12月	・　国道17号線拡幅に伴う市場用地の売買契約締結（豊島市場・Ａ１地区）
	15年 3月	・　国道17号線拡幅に伴う市場用地の売買契約締結（豊島市場・Ａ２地区）
		・　食肉市場分場廃止
		・　大田市場卸売業者　全国農業協同組合連合会が卸売業務を廃止
	4月	・　淀橋市場杉並分場廃止
	5月	・　「豊洲新市場基本構想－東京から拓く市場の新時代－」策定
		・　「危機管理マニュアル－For the Safe Market－」策定
		・　第57回東京都卸売市場審議会開催（「豊洲新市場基本構想」報告)
	7月	・　築地市場第６低温卸売場改修工事完成
	8月	・　大田市場花き棟南側市場用地貸し付けによる商品保管施設供用開始
	9月	・　第４回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	16年 1月	・　国道17号線拡幅に伴う市場用地の売買契約締結（豊島市場Ｂ地区）
	2月	・　「市場環境白書（平成15年度版）」策定
	3月	・　大田市場花き部北側市場用地貸し付けによる商品保管・駐車場施設供用開始
		・　食肉市場病畜と室完成
	4月	・　第58回東京都卸売市場審議会開催（「豊洲新市場の建設」及び「国における卸売市場制度の改正」報告)
	5月	・　築地市場水産仲卸売場９年ぶりの店舗移動
		・　豊洲新市場建設事業用地の一部取得（東京鉄鋼埠頭㈱所有地)
	6月	・　卸売市場法改正
	7月	・　「豊洲新市場基本計画」策定
		・　第59回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針」諮問及び「豊洲新市場基本計画」報告)

年	月	事項
平成	16年 7月	・　第５回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	8月	・　第１回東京都卸売市場審議会計画部会開催（以降17年３月まで全８回開催）
	9月	・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく計画段階環境影響評価手続として「環境配慮書」を提出
	10月	・　業界と調整のうえ各市場にクリーンゾーンを指定し、その中での電動車以外の車両の走行を禁止 ・　江東区、市場の移転受け入れ、協議に応じることを表明 ・　第60回東京都卸売市場審議会開催 （「東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定について」諮問・答申）
	11月	・　第６回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	17年 1月	・　築地市場加工場完成
	2月	・　第61回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針(案)－計画部会の検討状況について－」審議及び「東京都中央卸売市場条例及び規則の改正にかかわる事項について」報告）
	3月	・　食肉市場大動物Ｃライン整備工事完成 ・　豊島市場４号館改修工事完成 ・　東京都中央卸売市場条例の一部改正（取引規制の緩和、適正な品質管理の推進及び卸売市場の環境の改善を図るため、規定を整備）及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正　（施行 平17. 5. 1） ・　東京都地方卸売市場条例の一部改正（品質管理の徹底を図るため、業務規程に定めるべき事項を追加）及び東京都地方卸売市場条例施行規則の一部改正　（施行 平17. 4. 1） ・　東京都立芝浦屠場条例の一部改正（使用料の額の改定及び使用料の区分を改正）及び東京都立芝浦屠場条例施行規則の一部改正　（施行 平17. 6. 1） ・　農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第８次）を公表（豊洲地区への新市場建設及び築地市場の廃止を明記）
	4月	・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく計画段階環境影響評価手続として対象計画に係る書面提出書を提出 ・　第62回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針」答申）
	5月	・　東京豊島青果㈱と大宮中央青果㈱が業務提携
	6月	・　淀橋市場　東京新宿青果㈱と東京淀橋青果㈱が分社型共同新設分割により東京新宿ベジフル㈱として営業開始
	7月	・　大田市場　青果部卸３社、仲卸２団体及び買参14団体が出資し、代払い決済業務にかかる事務処理を一元化した、㈱大田市場情報処理センターが稼動 ・　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）全頭検査を引き続き実施（平成17年８月１日以降都内と畜場で20か月齢以下の牛も検査継続）することを発表
	8月	・　小型特殊自動車（フォークリフト）について、車両認定制度を設け、低排出ガス車導入開始
	9月	・　第７回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催 「豊洲新市場実施計画のまとめ」策定

年	月	事項
平成	17年11月	・ **東京都卸売市場整備計画（第８次）策定** ・ 第63回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画（第８次）」報告及び「豊洲新市場実施計画」報告）
	12月	・ 「東京都中央卸売市場震災対策マニュアル」策定
	18年 2月	・ 中央区地元住民等で構成する「築地市場移転に断固反対する会」は、名称を「新しい築地をつくる会」に変更し、活動内容を市場移転後の築地地区の活性化に積極的に取り組むこととした ・ 豊洲新市場建設用地の一部取得（土地区画整理事業施行地区内保留地）
	4月	・ 築地市場水産物部卸売業者７社及び東卸組合が出資し設立した「㈱築地市場決済センター」業務開始
	5月	・ 「市場環境白書2006 -Clean and Eco Market を目指して-」策定
	8月	・ 「危機管理マニュアル」を改訂し、「食品危害対策マニュアル」及び「事件、事故対策マニュアル」策定
	9月	・ 第８回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	10月	・ 第12回新市場建設協議会開催 ・ 「豊洲新市場基本設計相当」取りまとめ ・ 豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「調査計画書」を提出
	11月	・ 豊洲新市場建設用地の一部取得（土地区画整理事業施行地区内保留地） ・ 第64回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画（第８次）の一部変更」審議及び「豊洲新市場の整備について」報告）
	12月	・ 豊洲新市場建設事業用地の一部取得（東京鉄鋼埠頭㈱所有地） ・ 「豊洲新市場整備等事業実施方針」及び同方針に基づく「豊洲新市場整備等事業業務要求水準書（案）」公表
	19年 1月	・ 豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書案」を提出
	3月	・ 「品質管理マニュアル作成の手引」策定（卸売業者用） ・ 東京都中央卸売市場財務規則の一部改正の公布 ・ 東京都中央卸売市場事業に係る行政財産使用料及び財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する規則の一部改正の公布
	4月	・ 「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」設置
	5月	・ 第１回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	6月	・ 第２回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	7月	・ 第９回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	8月	・ 第３回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	10月	・ 第４回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	11月	・ 第５回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	20年 1月	・ 第10回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	3月	・ 東京都中央卸売市場いちば食育応援隊派遣事業開始

年	月	事項
平成	20年 3月	・　「品質管理マニュアル作成の手引」策定（仲卸業者用）
		・　東京都中央卸売市場条例の一部改正（淀橋市場松原分場廃止、施行 平20.7.21）
	4月	・　第11回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	5月	・　第６回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
		・　第７回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	6月	・　東京都中央卸売市場条例の一部改正(委託手数料弾力化及び中央卸売市場からの暴力団排除を図るため、規定を整備)及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 平20. 7. 2 及び 平21. 4. 1）
		・　東京都地方卸売市場条例の一部改正（地方卸売市場からの暴力団排除を図るため、規定を整備）及び東京都地方卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 平20. 7. 2）
		・　「市場環境白書2008 ～環境にやさしい市場づくり～」策定
	7月	・　第８回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
		・　淀橋市場松原分場を廃止し世田谷市場に統合
		・　世田谷市場青果部に新設許可の卸売会社「東京荏原ベジフル株式会社」が営業開始
		・　第９回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
		・　「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議報告書」公表
	8月	・　「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」設置
		・　第１回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	9月	・　第12回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
		・　第２回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	10月	・　第３回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第４回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第５回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　卸売業者の委託手数料率の届出に関する事前説明資料提出
	11月	・　第６回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第７回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	12月	・　第８回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第９回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第13回新市場建設協議会開催
	21年 1月	・　国道17号線道路拡幅事業に伴う事業残地の有償所管換（豊島市場）
		・　第10回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第11回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	2月	・　卸売業者の委託手数料率の届出（施行　平21.4.1）
		・　第12回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議報告書」公表
		・　「豊洲新市場整備方針」策定
	4月	・　と畜場法施行規則の一部（大動物と畜解体作業の見直し、ピッシングを廃止）改正（施行　平21.4.1）
	5月	・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「調査計画書」提出
	7月	・　「市場使用料あり方検討委員会」設置
		・　第１回市場使用料あり方検討委員会開催

年	月	事項
平成	21年 9月	・　豊洲新市場予定地における環境確保条例第117条に基づく調査等の結果公表 ・　第13回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	10月	・　食肉市場分場を生活文化スポーツ局に有償所管換
	11月	・　第２回市場使用料あり方検討委員会開催
	22年 1月	・　豊洲新市場予定地の汚染物質処理に関する実験の開始
	2月	・　「豊洲新市場整備等事業実施方針」の取消しを公表
	6月	・　第65回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針について」諮問、「豊洲新市場整備の経緯について」及び「市場使用料あり方検討委員会について」報告
	7月	・　第13回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催 ・　第１回東京都卸売市場審議会計画部会開催（以降23年４月まで全10回開催）
	8月	・　第14回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催 ・　「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議報告書（その２）」公表
	9月	・　第 14 回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催 （「平成 23 年休開市について」諮問・答申）
	10月	・　農林水産大臣が卸売市場整備基本方針（第９次）を公表
	11月	・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書案」（再実施）を提出 ・　「豊洲移転サポート相談室」設置
	12月	・　東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則の一部改正の公布 ・　旧松原分場を水道局に有償所管換
	23年 1月	・　第１回市場休業日に関する有識者検討委員会開催 ・　「豊洲新市場整備に伴う市場業者への移転支援の基本的な考え方」公表 ・　第66回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針案（中間報告）」審議）
	3月	・　豊洲新市場建設工事基本設計の受託者をプロポーザル方式により選定し契約を締結 ・　豊洲新市場予定地における土壌汚染対策費用の負担及び用地の取得について東京ガス株式会社と合意し、土地売買契約を締結 ・　農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第９次）を公表 （第８次に引き続き豊洲新市場を新設市場として位置づけ）
	4月	・　全ての豊洲新市場建設用地の取得を完了
	5月	・　第67回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針」答申） ・　東京都卸売市場審議会により答申された東京都卸売市場整備基本方針に「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」と明記
	6月	・　東京大田魚市場㈱が卸売業務を廃止
	7月	・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書」を提出
	8月	・　第３回市場使用料あり方検討委員会開催 ・　都市計画法に基づき、都市計画市場として豊洲新市場の位置等が決定、告示 ・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書」が告示、縦覧 ・　豊洲新市場土壌汚染対策工事について、一般競争入札により契約を締結
	9月	・　第 15 回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（平成 24 年休開市について）諮問・答申）
	10月	・　豊洲新市場建設工事実施設計の契約を締結

年	月	事項
平成	23年10月	・ 第15回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	11月	・ 第１回市場利用あり方検討会開催
	24年 1月	・ 東京都卸売市場整備計画（第９次）策定 （豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備すると明記）
	2月	・ 第68回東京都卸売市場審議会 （「東京都卸売市場整備計画（第９次）」報告）
	4月	・ 中央魚類㈱千住支社の事業を東京北魚㈱に事業譲渡
	5月	・ 第２回市場利用あり方検討会開催
		・ 第４回市場使用料あり方検討委員会開催 「市場使用料あり方検討委員会報告」公表
	6月	・ 広報基本計画策定（計画期間：豊洲新市場開場まで）
		・ 第３回、第４回市場利用あり方検討会開催
	7月	・ 第１回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催
	9月	・ 第16回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催 （「平成25年休開市について」諮問・答申）
	11月	・ 第14回新市場建設協議会において、豊洲新市場の施設計画について市場業界と合意
		・ 「千客万来施設事業基本方針案」の公表
	12月	・ 第５回市場利用あり方検討会開催
	25年 1月	・ 土壌汚染対策工事の工期（最大１年間）及び市場施設の竣工時期（平成26年度中から平成27年度に１年間）の延伸の公表
		・ 第２回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催
		・ 第６回市場利用あり方検討会開催
		・ ㈱東京花きが卸売業務を廃止
	4月	・ 築地魚市場㈱が八王子魚市場㈱を吸収合併
	5月	・ 第３回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催
		・ 第７回市場利用あり方検討会開催
	7月	・ 厚生労働省令改正を受け、東京都はＢＳＥ検査対象を４８か月齢を超える牛及び生体検査においてと畜検査員が必要とした牛に変更
	8月	・ 「千客万来施設事業募集要項」の公表
	9月	・ 第17回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成26年休開市について」諮問・答申）
	10月	・ 第４回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催
	11月	・ 豊洲新市場（仮称）管理施設棟建設外市場衛生検査所整備工事の契約締結
		・ 「千客万来施設事業提案書」の受付
	12月	・ 第69回東京都卸売市場審議会（「使用料への消費税及び地方消費税の転嫁について」諮問）
		・ 第16回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	26年 2月	・ 豊洲新市場（仮称）青果棟ほか建設工事（その２）の契約締結
		・ 豊洲新市場（仮称）水産仲卸売場棟ほか建設工事（その２）の契約締結
		・ 豊洲新市場（仮称）水産卸売場棟ほか建設工事（その２）の契約締結
		・ 千客万来施設事業の施設を整備・運営する事業予定者を決定・公表

年	月	事項
平成	26年 2月	・ 第17回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催 ・ 第５回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催 ・ 豊洲新市場（仮称）建設工事起工式が執り行われ、建設工事に着手 ・ 東京都中央卸売市場財務規則の一部改正の公布（施行 平26. 4. 1）
	3月	・ 東京都中央卸売市場条例の一部改正(消費税率改定に伴う市場使用料の改定)及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 平26. 4. 1） ・ 東京都立芝浦屠場条例の一部改正（消費税率改定に伴うと畜使用料の改定）及び東京都立芝浦屠場条例施行規則の一部改正（施行 平26. 4. 1）
	7月	・ 東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則の一部改正（施行 平26. 7. 1）
	9月	・ 第18回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成27年休開市について」諮問・答申）
	10月	・ 丸北水産㈱の事業を東京北魚㈱に事業譲渡。東京北魚㈱東久留米支社とする。
	11月	・ 第18回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	12月	・ 第16回新市場建設協議会において、豊洲新市場の開場時期について市場業界と合意
	27年 2月	・ 千客万来施設事業の事業予定者の一部が辞退
	3月	・ 第６回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催 ・ 東京都中央卸売市場条例の一部改正(JAS法改正に伴う規定整備)（施行 平27.4.1）
	4月	・ 千客万来施設事業の代表企業である事業予定者が辞退
	5月	・ 第70回東京都卸売市場審議会開催(「東京都卸売市場整備基本方針について」諮問、「豊洲新市場の整備について」及び「市場使用料あり方検討委員会報告について」報告) ・ 第１回東京都卸売市場審議会計画部会開催（以降28年８月まで全20回開催）
	7月	・ 第17回新市場建設協議会において、豊洲新市場の開場日について市場業界と合意 ・ 新市場の名称を公表
	9月	・ 「千客万来施設事業（６街区）募集要項」の公表
	12月	・ 第19回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成28年休開市について」諮問・答申） ・ 第71回東京都卸売市場審議会開催(「東京都卸売市場審議会計画部会の検討状況について」及び「豊洲市場の整備について」報告、「東京都中央卸売市場使用料の改定について」諮問・答申)
	28年 3月	・ 千客万来施設事業（６街区）事業予定者の決定・公表 ・ 東京都中央卸売市場条例の一部改正（築地市場の廃止、豊洲市場の設置及び低温荷さばき場使用料等の新設等）及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（施行　東京都規則で定める日（規則改正の一部は平28. 4. 1））
	4月	・ 農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第10次）を公表 （第９次に引き続き豊洲市場を新設市場として位置づけ）
	5月	・ ㈱第一花きが立川支社を開設 ・ 豊洲市場の水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟、管理施設棟の建設工事完了
	6月	・ 千客万来施設事業（６街区）基本協定書の締結 ・ 第72回東京都卸売市場審議会開催(「東京都卸売市場整備基本方針（中間報告）について」審議、「豊洲市場の整備について」報告) ・ 第７回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催
	8月	・ 築地市場の豊洲市場への移転延期を表明

年	月	事項
平成	28年 9月	・ 第18回新市場建設協議会において、豊洲市場への移転延期について築地市場業界へ報告 ・ 第20回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成29年休開市について」諮問・答申） ・ 豊洲市場の建物下に盛土がないことについて、知事会見 ・ 第73回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針」答申） ・ 「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」設置 ・ 「市場問題プロジェクトチーム」設置 ・ 第１回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 「自己検証報告書」公表
	10月	・ 第１回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催 ・ 第２回市場問題プロジェクトチーム開催
	11月	・ 「第二次自己検証報告書」公表 ・ 豊洲市場移転延期に関する築地市場関係者説明会 ・ 第２回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催 ・ 知事会見にて、豊洲市場への移転に向けたロードマップを公表 ・ 第３回市場問題プロジェクトチーム開催
	12月	・ 第３回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催 ・ 第４回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 豊洲市場各街区の建築物について検査済証の交付を受ける
	29年 1月	・ 第４回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催 ・ 東京都中央卸売市場財務規則の一部改正の公布 ・ 食肉市場開設50周年記念式典開催 ・ 第５回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 豊洲市場への移転延期に伴う補償スキーム策定を公表
	2月	・ 東京都卸売市場整備計画（第10次）策定 ・ 第74回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画（第10次）」報告） ・ 第６回市場問題プロジェクトチーム開催
	3月	・ 第５回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催 ・ 第７回市場問題プロジェクトチーム開催
	4月	・ 厚生労働省令改正を受け、東京都は健康牛に係るＢＳＥ検査を廃止 ・ 「市場のあり方戦略本部」設置 ・ 第１回市場のあり方戦略本部開催 ・ 第19回「新市場建設協議会」において、移転延期後の状況について築地市場業界へ報告 ・ 第８回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 第２回市場のあり方戦略本部開催
	5月	・ 第６回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催（途中で休会） ・ 第９回市場問題プロジェクトチーム開催
	6月	・ 第10回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 第６回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催（再開） （地下ピット等における「今後の対応策」をとりまとめ）

年	月	事項
平成	29年 6月	・ 市場問題プロジェクトチーム第一次報告書を知事に提出 ・ 第３回市場のあり方戦略本部開催 ・ 第４回市場のあり方戦略本部開催 ・ 市場移転に関する「基本方針」を公表 ・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 知事が築地市場業界団体代表に対し、基本方針について説明
	7月	・ 知事が農林水産大臣に対し、基本方針について説明 ・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 第20回「新市場建設協議会」において、市場移転に関する取組状況及び今後の進め方について築地市場業界へ報告
	8月	・ 第11回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 環境影響評価書の変更届提出 ・ 市場問題プロジェクトチーム第二次報告書を知事に提出
	9月	・ 第 21 回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成 30 年休開市について」諮問・答申） ・ 追加対策工事等に関する補正予算成立 ・ 第21回「新市場建設協議会」において、環境影響評価手続き及び補正予算について築地市場業界へ報告
	10月	・ 豊洲市場７街区地下ピット換気設備等追加対策工事の契約締結（５街区、６街区は 12 月に契約締結）
	11月	・ 第22回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場時期を平成30年10月中旬とすることで築地市場業界と合意 ・ 「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議報告書」公表 ・ 豊洲市場５街区地下ピット床面等追加対策工事の契約締結（６街区、７街区は12月に契約締結）
	12月	・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 第23回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場日を平成30年10月11日とすることで築地市場業界と合意 ・ 豊洲市場地下水管理システム機能強化対策工事の契約締結
	30年 2月	・ 第24回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場に向けた取組について築地市場業界へ報告
	3月	・ 東京都中央卸売市場条例の一部改正条例の一部改正（豊洲市場開場日確定に伴う低温施設使用料に係る経過措置期間の変更）及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正規則の一部改正（施行 平30.3. 30）
	4月	・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催
	5月	・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 東京都卸売市場整備計画（第10次）改定
	6月	・ 第75回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画（第10次 改定版）」報告）

年	月	事項
平成	30年 6月	・「市場移転に関する関係局長会議」を開催
		・豊洲市場５街区地下ピット床面等追加対策工事が竣工（６街区、７街区は７月に竣工）
		・卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正（施行期日は政令で定める日）
	7月	・豊洲市場地下水管理システム機能強化対策工事及び豊洲市場地下ピット換気設備等追加対策工事が竣工
		・専門家会議による、追加対策工事に関する確認調査等の結果について公表
		・「市場移転に関する関係局長会議」を開催（知事が豊洲市場の安全を宣言）
	8月	・「市場移転に関する関係局長会議」を開催
	9月	・第22回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成31年休開市について」諮問・答申）
		・農林水産大臣が豊洲市場を認可
	10月	・豊洲市場業務開始
	11月	・「市場移転に関する関係局長会議」を開催
		・「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」設置
	12月	・第１回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催
	31年 1月	・「市場移転に関する関係局長会議」を開催
	2月	・第２回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催
		・第８回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催
		・第２回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議（その２）」開催
	3月	・「市場移転に関する関係局長会議」を開催
	4月	・東京荏原ベジフル(株)が東京新宿ベジフル世田谷(株)に社名変更
		・第76回東京都卸売市場審議会開催(「消費税率の引上げに伴う使用料の改定について」諮問・答申、「東京都中央卸売市場条例改正準備会議の検討状況について」報告)
令和	元年 5月	・第３回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催
	6月	・東京都中央卸売市場条例の一部改正(消費税率改定に伴う市場使用料の改定)及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 令元. 10. 1）
		・東京都立芝浦屠場条例の一部改正（消費税率改定に伴うと畜使用料の改定）及び東京都立芝浦屠場条例施行規則の一部改正（施行 令元. 10. 1）
	7月	・第23回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（卸売市場法改正を踏まえた条例改正について）
		・第４回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催
		・第１回「市場の活性化を考える会」開催
	8月	・第24回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「令和２年休開市について」諮問・答申）
	10月	・第２回「市場の活性化を考える会」開催
		・第25回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について」諮問・答申）
	11月	・第77回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について」報告、「東京都地方卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について」報告、「経営計画策定に向けた取組について」報告）
		・第９回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催

年　　月		事　　項
令和	元年12月	・　第３回「市場の活性化を考える会」開催 ・　第４回「市場の活性化を考える会」開催 ・　東京都中央卸売市場条例の一部改正(卸売市場法改正を踏まえた条例改正)及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 令2．6．21） ・　東京都地方卸売市場条例の一部改正（卸売市場法改正を踏まえた条例改正）及び東京都地方卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 令２．6．21）
	2年 2月	・　第５回「市場の活性化を考える会」開催 ・　第６回「市場の活性化を考える会」開催
	4月	・　第26回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（書面開催）（「令和２年における臨時休業日の変更について（水産物部・青果部）」諮問・答申）
	5月	・　第７回「市場の活性化を考える会」開催（書面開催）
	6月	・　東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正(卸売市場法施行規則改正を踏まえた規則改正)（施行 令2．6．19）
	8月	・　第８回「市場の活性化を考える会」開催
	10月	・　第27回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（書面開催）（「令和３年における休業日の設定について」諮問・答申） ・　第９回「市場の活性化を考える会」開催
	11月	・　第10回「市場の活性化を考える会」開催
	12月	・　第11回「市場の活性化を考える会」開催
	3年 1月	・　第 10 回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催（書面開催）
	2月	・　第78回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営指針（案）」報告）
	3月	・　東京都中央卸売市場経営指針を策定・公表
	9月	・　第28回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（書面開催）（「令和４年における休業日の設定について」諮問・答申）
	4年 1月	・　第11回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催 ・　第 79 回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画（案）」報告）
	3月	・　東京都中央卸売市場経営計画を策定・公表 ・　八王子生花地方卸売市場の廃止及び株式会社八王子生花市場の卸売業務の廃止
	8月	・　第80回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の実施について」報告）
	9月	・　第29回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「令和５年における休業日の設定について」諮問・答申）
	5年 1月	・　第81回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」報告）
	2月	・　第12回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催
	5月	・　青梅青果地方卸売市場の廃止及び青梅青果株式会社の卸売業務の廃止
	9月	・　第82回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」報告） ・　第30回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「令和６年における休業日の設定について」諮問・答申）

年	月	事　　項
令和	6年 2月	・　「豊洲 千客万来」開業 ・　第83回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」報告） ・　第13回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催
	5月	・　「東京都中央卸売市場会計　経営レポート」公表（以降毎年公表）
	9月	・　第84回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」報告） ・　第31回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「令和７年における休業日の設定について」諮問・答申）
	10月	・　東京都中央卸売市場条例の一部改正(刑法等改正に伴う規定整備)（施行 令 7.6.1 ）
	7年 2月	・　第85回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」報告） ・　第 14 回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催
	9月	・　第32回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「令和８年における休業日の設定について」諮問・答申、卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正について） ・　第86回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の改定に向けて」報告）
	12月	・　東京都中央卸売市場条例の一部改正（卸売市場法改正を踏まえた条例改正）（施行 令8. 4. 1） ・　第１回東京都卸売市場審議会計画部会開催
	8年 2月	・　第87回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の改定について」報告、「現経営計画の進捗状況及び令和８年度の主な取組」報告） ・　第15回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催

16　豊洲市場の整備

(1) 豊洲市場整備の基本的考え方

築地市場は、生鮮食料品流通の基幹市場として、都民の食生活を支える役割を担ってきた。

しかし、施設の老朽化や狭隘化などから、食の安全・安心に対する消費者の意識の高まりや食生活の変化等に伴う産地、顧客、消費者ニーズの多様化・高度化など、市場を取り巻く環境の変化に十分応えられない状況になってきた。

豊洲市場は、こうした環境の変化に対応できる機能を備え、豊富で新鮮な生鮮食料品を安定供給し、首都圏 3,300 万人の食を支える基幹市場として整備を行ったものである。

また、水辺の環境や景観を活かしながら、賑わい機能を導入するなど、地域のまちづくりにも貢献する施設としていく。

ア　食の安全・安心の確保

- 首都圏3,300万人に安全・安心の食材を供給する卸売市場として、高度な品質・衛生管理が可能となる施設整備
- 生鮮食料品を産地から消費者に届くまで途切れることなく低温での温度管理ができ、高温・風雨による品質劣化や、鳥・小動物等からの被害を防ぐため、卸売場や仲卸売場等の施設を「閉鎖型」とし、品質・衛生管理を強化
- ＨＡＣＣＰに準じた衛生管理の考え方を導入し、適正な清潔度を保持するため、施設の使用目的や業務内容に応じて「清潔ゾーン」、「準清潔ゾーン」、「一般ゾーン」に区分し、衛生管理の充実を図る
- 品質・衛生管理マニュアル（ガイドライン）を策定し、商品に関する卸売業者、仲卸業者の自主的な衛生管理を推進

イ　効率的な物流の実現

- 荷や車両がスムーズに流れる市場を実現するため、物流動線を整理するとともに、必要な施設を整備
- 市場内に外周道路を設置し、待機駐車場や積込場を十分確保するとともに、荷捌きスペースを売場近くに一体的に配置することなどにより、円滑な車両交通や、搬入から搬出までの一貫した荷の流れを確保
- 車両入退場管理設備等を整備し、入退場車両の履歴管理、未登録車両の入場制限、対象車両の入口からバースまでの誘導を実施

ウ　多様なニーズへの対応

- 加工・パッケージや商品の仕分け・一時保管など、消費者ニーズの変化に伴う多様な顧客ニーズに的確に対応していくため、加工・パッケージ施設や荷捌場等を設置
- 生鮮食料品の首都圏流通拠点として、他市場への転配送機能・ハブ機能を強化するため、転配送センターを設置

エ　環境への配慮

- 環境負荷が大きい大規模施設としての社会的責務を果たすため、環境への負荷を軽減する様々な対策
- 省エネ機器や外気冷房システムの採用、太陽光発電による自然エネルギーの活用のほか、緑化、リサイクルの推進によるごみ発生量の抑制などの取組

オ　賑わいの創出などまちづくりへの貢献

- 築地市場の歴史と伝統を継承・発展させ、卸売市場の特性を活かした市場ならではの賑わいを創出するため、千客万来施設を整備するほか、魅力ある都市景観を形成するなど、地域のまちづくりに貢献

(2) 計画・施設概要

ア　取扱量・物流量の想定

- 市場取扱量　水産物　2,300トン／日、青果物　1,300トン／日
- 市場内物流量　水産物　2,900トン／日、青果物　1,300トン／日

イ　施設規模等

- 豊洲市場に関する総面積　　約40.7ha（護岸を含む面積約44ha）
  （内訳）豊洲市場用地　　約35.4ha
  千客万来施設用地（６街区、５街区（予定））　約1.7ha
  水際緑地　　約3.6ha
- 延べ面積　約51.7万㎡

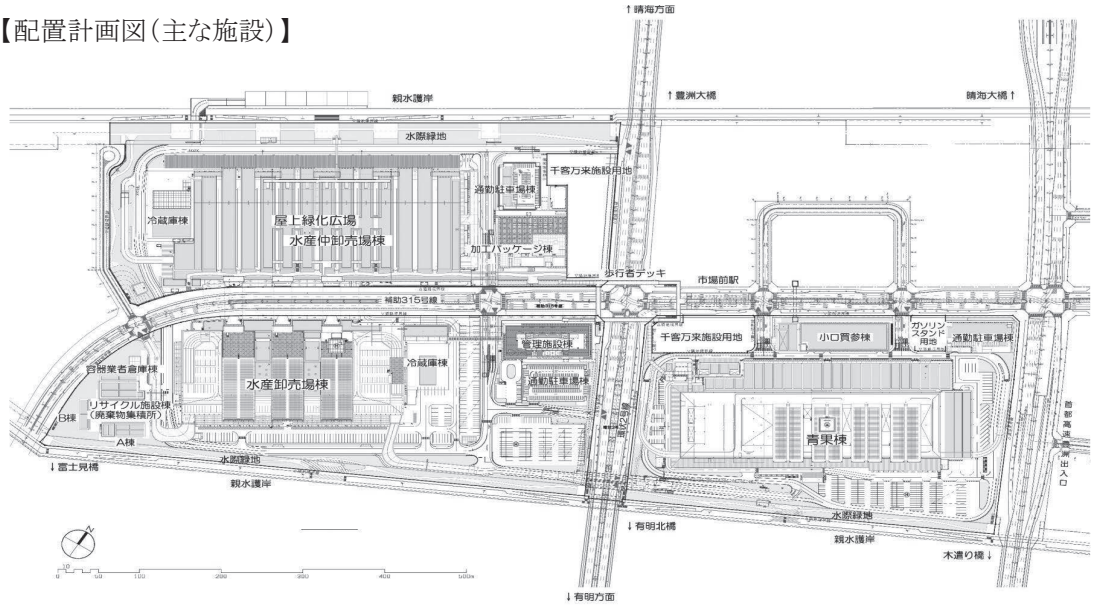
	５街区	６街区	７街区	
主要施設	青果棟 青果卸売場 青果仲卸売場 加工パッケージ施設 小口買参棟 通勤駐車場棟　など	水産仲卸売場棟 水産仲卸売場 物販・飲食店舗 加工パッケージ棟 通勤駐車場棟　など	水産卸売場棟 水産卸売場 加工パッケージ施設 転配送センター リサイクル施設棟 容器業者倉庫 通勤駐車場棟　など	管理施設棟 都・衛検事務所 各業者事務所 飲食店舗　など
階数	３階	５階	５階	６階
市場用地面積	約 11.5ha	約 11.3ha	約 12.6ha	
延べ面積	約 12.8 万㎡	約 21.2 万㎡	約 15.3 万㎡	約 2.4 万㎡

注：民間整備施設（千客万来施設、冷蔵庫棟、ガソリンスタンド等）は延べ面積から除く。

ウ　配置計画

- ５街区に青果棟を、６街区に水産仲卸売場棟を、７街区に水産卸売場棟と管理施設棟を配置
- 水産物と青果物の連携及び買出人の水産・青果の買い回りの利便性を確保するため、敷地南端の環状２号線下のアンダーパスにより車両の連絡を図る
- 水産卸売場と水産仲卸売場は、補助315号線の高架下の屋内連絡通路（４本）により接続
- 公共交通機関である「ゆりかもめ」の市場前駅から、歩行者デッキ及び連絡ブリッジ経由で、各街区の施設に直接アプローチ可能な歩行者の動線を確保

【配置計画図(主な施設)】



豊洲市場　配置図

(3) 新市場整備の経緯

ア　築地市場は、昭和10年の開場以来、施設の老朽化・過密化が著しく、市場機能の低下が顕著となったことから、築地において全面的に再整備することが決定された。

昭和61年１月	東京都首脳部会議において現在地再整備を決定
昭和63年11月	基本計画策定（水産：１階、青果：２階、駐車場：屋上）
平成２年６月	基本設計完了（平成２年度着手、平成15年度完成予定）
平成３年１月	正門仮設駐車場建設工事に着手

イ　一部本格工事に着手したものの、工期の大幅な遅れ、営業活動への影響、建設費の増嵩などの問題に直面したため、整備計画の見直しをすることとなった。

平成８年11月	東京都卸売市場整備計画（第６次）策定、基本計画の見直しを決定（立体的整備から平面整備へ）
平成９年10月	都と業界との協議機関である築地市場再整備推進協議会において、見直し案の検討を開始

ウ　現在地再整備案を様々な角度から検討したが、改めて現在地での再整備の困難性が指摘され、また、流通構造の変化に対応するには、移転整備のほうが望ましいとの結論に至った。

平成11年７月	築地市場再整備推進協議会において、移転も視野に入れた検討を開始
平成11年11月	築地市場再整備推進協議会において、「現在地再整備は困難であり、移転整備へと方向転換すべき」との意見集約
平成13年２月	東京ガス㈱と豊洲地区への移転を前提に具体的な問題について協議に入ることで合意し、覚書を締結
平成13年７月	東京ガス㈱と築地市場の移転を織り込んだ豊洲のまちづくりを、協力して進めていくことで基本合意が成立
平成13年12月	東京都卸売市場整備計画（第７次）において、移転を正式決定

エ　移転決定から移転延期までの経緯

平成14年５月	第１回新市場建設協議会において基本構想づくりについて協議開始
平成14年７月	地権者協議最終合意
平成14年９月	「豊洲・晴海計画(案)」を発表し、市場が計画の中に位置づけられた
平成15年５月	「豊洲新市場基本構想」公表
平成16年７月	「豊洲新市場基本計画」公表
平成16年９月	東京都環境影響評価条例に基づく計画段階環境影響評価手続として「環境配慮書」を提出
平成16年10月	江東区が市場の移転を受け入れ、協議に応じることを表明
平成17年３月	農林水産大臣が策定した中央卸売市場整備計画（第８次）に「新市場を豊洲地区に整備し、それに伴い築地市場を廃止する」と明記された
平成17年４月	東京都環境影響評価条例に基づく計画段階環境影響評価手続として対象計画に係る書面を知事に提出
平成17年４月	東京都卸売市場整備基本方針（答申）において、「築地市場を豊洲地区に移転する」及び「平成24年度開場を目途に整備する」と明記
平成17年９月	「豊洲新市場実施計画のまとめ」策定

平成17年11月	東京都卸売市場整備計画（第８次）において、「築地市場を豊洲地区に移転する」及び「平成24年度開場を目途に整備する」と明記
平成18年２月	中央区地元住民等で構成する「築地市場移転に断固反対する会」は、名称を「新しい築地をつくる会」に変更し、活動内容を市場移転後の築地地区の活性化に積極的に取り組むこととした
平成18年10月	「豊洲新市場基本設計相当」取りまとめ
平成18年10月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として調査計画書を提出
平成18年12月	「豊洲新市場整備等事業実施方針」及び「豊洲新市場整備等事業業務要求水準書（案）」公表（ＰＦＩ）
平成19年１月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として環境影響評価書案を提出
平成19年３月	豊洲新市場整備事業に係るＰＦＩスケジュールの延期を公表
平成19年５月	第１回「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」開催（平成20年７月まで９回開催）
平成20年７月	「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」から報告書提出
平成20年８月	第１回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」開催（平成26年11月まで18回開催）
平成21年２月	「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」から報告書提出
平成21年２月	豊洲新市場整備方針を策定し、土壌汚染対策・豊洲新市場開場時期(平成26年12月)及び整備スケジュール・豊洲新市場整備総事業費を公表
平成21年５月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「調査計画書（再実施）」を提出
平成22年１月	豊洲新市場予定地の汚染物質処理に関する適用実験の開始
平成22年２月	「豊洲新市場整備等事業実施方針」（ＰＦＩ）の取消しを公表
平成22年８月	「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議報告書（その２）」公表
平成22年11月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書案」（再実施）を提出
平成23年３月	豊洲新市場建設工事基本設計の受託者をプロポーザル方式により選定し、契約を締結
平成23年３月	豊洲新市場予定地における土壌汚染対策費用の負担及び用地取得について東京ガス株式会社と合意し、土地売買契約を締結
平成23年３月	国が、第９次中央卸売市場整備計画を策定し、第８次に引き続き豊洲新市場を新設市場として位置づけ
平成23年４月	全ての用地の取得を完了
平成23年５月	東京都卸売市場審議会により答申された東京都卸売市場整備基本方針に「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」と明記
平成23年７月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書」を提出
平成23年８月	都市計画法に基づき、都市計画市場として位置等が決定、告示
平成23年８月	東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書が告示、縦覧
平成23年８月	土壌汚染対策工事について、一般競争入札により契約を締結

平成23年10月	豊洲新市場建設工事実施設計の契約を締結
平成24年１月	東京都卸売市場整備計画（第９次）において、「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」と明記
平成24年７月	第１回「土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会」開催 （平成28年６月まで７回開催）
平成24年11月	第14回新市場建設協議会において、豊洲新市場の施設計画について、市場業界と合意
平成24年11月	「千客万来施設事業基本方針案」の公表
平成25年１月	土壌汚染対策工事の工期（最大１年間）及び市場施設の竣工時期（平成26年度中から平成27年度へ１年）の延伸の公表
平成25年８月	「千客万来施設事業募集要項」の公表
平成25年11月	豊洲新市場管理施設棟建設工事の契約を締結 「千客万来施設事業提案書」の受付
平成25年12月	第16回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」において７街区のガス工場操業に由来する土壌及び地下水の汚染対策完了を確認
平成26年２月	豊洲新市場青果棟、水産仲卸売場棟、水産卸売場棟建設工事の契約を締結
平成26年２月	「千客万来施設事業予定者」（２者が参画するグループ）を決定
平成26年２月	第17回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」において、５街区全域及び６街区西側のガス工場操業に由来する土壌及び地下水の汚染対策完了を確認
平成26年２月	豊洲新市場建設工事の起工式が執り行われ、建設工事に着手
平成26年11月	第18回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」を開催し、全街区の土壌汚染対策工事が完了したことを確認
平成26年12月	第16回「新市場建設協議会」において、豊洲新市場の開場時期を平成28年11月上旬とすることで市場業界と合意
平成27年２月	千客万来施設事業の事業予定者の一部が辞退
平成27年４月	千客万来施設事業の代表企業である事業予定者が辞退
平成27年７月	第17回「新市場建設協議会」において、豊洲新市場の開場日を平成28年11月7日とすることで市場業界と合意し、新市場の名称を「東京都中央卸売市場豊洲市場」と公表
平成27年９月	「千客万来施設事業（６街区）募集要項」の公表
平成28年３月	千客万来施設事業（６街区）事業予定者の決定・公表
平成28年５月	豊洲市場の水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟、管理施設棟の建設工事完了
平成28年６月	千客万来施設事業（６街区）基本協定書の締結
平成28年８月	築地市場の豊洲市場への移転延期を表明

オ　移転延期以降の経緯

平成28年９月	第18回「新市場建設協議会」において、豊洲市場への移転延期について築地市場業界へ報告
平成28年９月	豊洲市場の建物下に盛土がないことについて、知事会見
平成28年９月	「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」設置（平成29年６月まで６回開催）
平成28年９月	「市場問題プロジェクトチーム」設置（平成29年８月まで11回開催）
平成28年９月	「自己検証報告書」公表
平成28年11月	「第二次自己検証報告書」公表
平成28年11月	豊洲市場移転延期に関する築地市場関係者説明会開催
平成28年11月	知事会見にて、豊洲市場への移転に向けたロードマップを公表
平成28年12月	豊洲市場各街区の建築物について検査済証の交付を受ける
平成29年１月	豊洲市場への移転延期に伴う補償スキーム策定を公表
平成29年２月	東京都卸売市場整備計画（第10次）を策定。豊洲市場に係る取扱量見込み等を含まず、必要に応じて、適宜、改定を行う暫定計画とする
平成29年２月	千客万来施設事業者と基本協定書の変更についての合意書を締結 施設の完成期限等を「都と事業者が別途協議の上合意する日」に変更
平成29年４月	「市場のあり方戦略本部」設置（平成29年６月まで４回開催）
平成29年４月	第19回「新市場建設協議会」において、移転延期後の状況について築地市場業界へ報告
平成29年６月	第６回「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」にて、豊洲市場の地下ピット等における「今後の対応策」をとりまとめ
平成29年６月	「市場問題プロジェクトチーム」第一次報告書を知事に提出
平成29年６月	市場移転に関する「基本方針」を公表
平成29年６月	「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、基本方針を踏まえて推進すべき事項を整理
平成29年６月	知事が築地市場業界団体代表に対し、基本方針について説明
平成29年７月	知事が農林水産大臣に対し、基本方針について説明
平成29年７月	「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、関係各局における課題や進捗状況等を報告
平成29年７月	第20回「新市場建設協議会」において、市場移転に関する取組状況及び今後の進め方について築地市場業界へ報告
平成29年８月	環境影響評価書の変更届（土壌汚染対策計画の変更等）提出
平成29年８月	「市場問題プロジェクトチーム」第二次報告書を知事に提出
平成29年９月	追加対策工事等に関する補正予算成立
平成29年９月	第21回「新市場建設協議会」において、環境影響評価手続き及び補正予算について築地市場業界へ報告
平成29年10月	豊洲市場７街区地下ピット換気設備等追加対策工事の契約締結（５街区、６街区は12月に契約締結）
平成29年11月	第22回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場時期を平成30年10月中旬とすることで築地市場業界と合意
平成29年11月	「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議報告書」公表
平成29年11月	豊洲市場５街区地下ピット床面等追加対策工事の契約締結（６街区、７街区は12月に契約締結）

平成29年12月	「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、同年７月の関係局長会議で取りまとめた取組の進捗状況等について報告
平成29年12月	第23回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場日を平成30年10月11日とすることで築地市場業界と合意
平成29年12月	豊洲市場地下水管理システム機能強化対策工事の契約締結
平成30年２月	第24回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場に向けた取組について築地市場業界へ報告
平成30年５月	千客万来施設事業者から「公募時に提案した施設の工事着工時期を変更し、東京2020大会後速やかに着手する」こととしたい旨の提案
平成30年６月	豊洲市場５街区地下ピット床面等追加対策工事が竣工（６街区、７街区は７月に竣工）
平成30年７月	豊洲市場地下水管理システム機能強化対策工事及び豊洲市場地下ピット換気設備等追加対策工事が竣工
平成30年７月	専門家会議による、追加対策工事に関する確認調査等の結果について公表
平成30年７月	「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、専門家会議による、追加対策工事にかかる確認調査等の結果について報告し、検証・対策・確認という一連のステップを経て、「安全・安心な市場」として開場する条件が整ったことから、「豊洲市場は安全であり、安心してご利用いただける」旨を、知事より表明
平成30年８月	知事会見にて、「豊洲市場は安全であり、安心してご利用いただける」旨を表明
平成30年８月	千客万来施設事業者と「千客万来施設事業（６街区）実施に関する合意書」を締結（施設の着工・完成時期、整備する施設内容など）
平成30年９月	千客万来施設事業者と合意書の締結に伴い、現行の基本協定書を変更
平成30年９月	農林水産大臣が豊洲市場を認可
平成30年10月	豊洲市場開場
平成31年２月	千客万来施設事業者と定期借地権設定契約書を締結（５街区の一部）
令和２年５月	千客万来施設事業者が立体駐車場供用開始（５街区の一部）
令和２年９月	千客万来施設事業者と事業用定期借地権設定契約書を締結（６街区）
令和５年９月	食楽棟及び温浴棟完成（６街区）
令和６年２月	「豊洲 千客万来」開業（６街区）

(4) 豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議

ア　設置目的

生鮮食料品を扱う豊洲新市場において、食の安全・安心を確保する観点から、土壌汚染対策等について専門家による検証・提言を行う。

イ　設置期間

平成19年４月から平成28年９月まで

ウ　会議内容

開催年月日		主な検討・報告事項
第１回	平成19年５月19日	・東京ガスが実施した既往の土壌汚染状況調査・対策の内容について
第２回	平成19年６月30日	・第１回会議の指摘を踏まえた追加調査計画（案）について
第３回	平成19年８月25日	・第２回会議の指摘を踏まえた追加調査計画の修正について
第４回	平成19年10月６日	・追加調査の結果について
第５回	平成19年11月５日	・土壌・地下水の詳細調査計画について
第６回	平成20年５月19日	・土壌・地下水の詳細調査結果について ・土壌中からの汚染空気の摂取による影響の評価について
第７回	平成20年５月31日	・土壌中からの汚染空気の摂取による影響の評価について ・土壌汚染等の対策について
第８回	平成20年７月13日	・報告書（案）について ・報告書（案）に対する意見募集について ・絞込調査結果について（東京都からの報告）
第９回	平成20年７月26日	・募集した意見に対する見解について ・報告書（案）修正版について ・専門家会議報告書の提出について

エ　報告書の内容（土壌汚染対策等の考え方）

(ｱ)　土壌汚染対策等の内容

*Arakawa Peil 荒川の水準線 霊岸島量水標零位のこと

対象		対策の内容
土壌	A.P.*+2.0mより上部	・旧地盤面（A.P.+4.0m）から2.0m下までの土壌を掘削し入替え ・さらに上部に2.5m（A.P.+6.5mまで）の盛土
	A.P.+2.0mより下部	・操業由来により処理基準を超過した土壌を処理基準以下に処理
地下水	全　体	・地下水管理を行い、地下水位の上昇を防止
	建物建設地	・地下水中のベンゼン、シアン化合物の濃度が地下水環境基準に適合することを目指した地下水浄化を建物建設前に実施
	建物建設地以外	・揚水した際に処理を行うことなく下水に放流できる濃度レベル（排水基準に適合する濃度）で地下水管理を実施 ・将来的にベンゼン、シアン化合物の濃度が地下水環境基準を達成することを目指す ・液状化対策として地盤改良工事を行う際には、地下水中のベンゼン、シアン化合物の濃度低下を図る

（注）新市場予定地は、大部分が厚さ25～40cmのコンクリート床又は厚さ30～40cmのアスファルトで覆われる計画

(ｲ)　地下水管理の内容

・　遮水壁の設置

遮水壁を各街区外周及び各街区内の建物建設地の周囲に不透水層の深さまで設置

（汚染物質の移動を防止）

・　砕石層の設置

地下水面より上部に砕石層を設置

（毛細管現象による地下水の上昇を防止）

・　舗装等による被覆

コンクリート床もしくはアスファルト舗装で被覆

（雨水の浸透に伴う地下水位の上昇を防止）

・　観測井の設置

観測井の設置により地下水位・水質を継続的に監視し、雨水の浸透に伴う地下水位の上昇が確認された場合、地下水を揚水し、処理施設での処理後、公共下水道に放流

(5) 豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議

ア　設置目的

外部の学識経験を有する者により、豊洲新市場予定地において行う土壌汚染対策工事を含む土木工事の技術工法等の評価・検証を行う。

イ　設置期間

平成20年８月から

ウ　会議内容

開催年月日		主な検討・報告事項
第１回	平成20年８月15日	・豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する新技術等公募要領について
第２回	平成20年９月11日	・評価の基準とする一般的な工法について ・新技術・新工法の評価・検証に際しての評価方法について
第３回	平成20年10月７日	・新技術・新工法の公募結果について ・今後の評価手順について
第４回	平成20年10月21日	・概括的な評価の実施状況について ・評価に際しての問題点、課題の検討 ・今後の会議の進め方について
第５回	平成20年10月29日	・土壌汚染対策工事全体の流れについて ・評価・検証に際しての視点について ・各委員が行った概括的評価のまとめについて ・今後の会議の進め方について
第６回	平成20年11月５日	・評価・検証の視点について ・各委員が推奨した新技術・新工法について ・汚染物質処理、液状化対策などを含む一貫した対策について ・今後の会議の進め方について
第７回	平成20年11月27日	・市場施設供用後の地下水管理システムについて ・汚染物質処理、液状化対策などを含む一貫した対策について ・土壌汚染対策全体を網羅した提案について

第８回	平成20年12月15日	・提案内容に対するヒアリング ・汚染物質処理、液状化対策などを含む一貫した対策について ・前回会議からの課題整理 ・土壌汚染対策全体を網羅した提案について ・技術会議報告書等について
第９回	平成20年12月25日	・地下水管理システムについて ・これまで検討した全体計画の評価・検証 ・技術会議報告書案の検討
第 10 回	平成21年１月15日	・耐震対策の考え方について ・全体計画の策定 ・報告書案の検討
第 11 回	平成21年１月28日	・ベンゾ(a)ピレンの調査、不透水層の確認及び不透水層の汚染について ・報告書案の検討 ・提案の評価結果通知について ・公表する資料について
第 12 回	平成21年２月３日	・ベンゾ(a)ピレン及び不透水層の対策について ・報告書の決定 ・提案の評価結果について
第 13 回	平成22年７月22日	・実験について ・盛土について
第 14 回	平成22年８月２日	・報告書(その２)の決定
第 15 回	平成23年10月18日	・土壌汚染対策工事内容について ・土壌汚染対策工事中に得られるデータの公表について
第 16 回	平成25年12月24日	・７街区における汚染土壌・汚染地下水対策の完了について
第 17 回	平成26年２月20日	・５街区、６街区西側における汚染土壌・汚染地下水対策の完了について ・７街区における土壌汚染対策工事の完了について
第 18 回	平成26年11月27日	・土壌汚染対策工事における汚染土壌・汚染地下水対策等の完了について ・地下水管理システムの概要について

エ　技術会議報告書（平成21年２月）の内容（対策の具体的内容）

(ｱ)　準備工事

・　道路側には鋼管矢板、護岸側には新構造の遮水壁を設置

・　当該域内に汚染土壌・汚染地下水処理を行う仮設プラントを設置

・　土壌や資材搬出入のための仮設桟橋を設置

・　洗浄処理が容易となるよう前処理として、土壌中の微生物を活性化し、ベンゼン等の濃度を低下

(ｲ)　汚染土壌・汚染地下水対策

（ガス工場操業時地盤面から深さ２ｍまでの部分(A.P.+2.0m)より上部）

・　地下水をポンプにより揚水し、A.P.+2.0mまで水位を低下させ、揚水した地下水は仮設プラントで浄化処理

・　A.P.+4.0mより上部の盛土を掘削し、場外に運搬、仮置き

・　A.P.+2.0～4.0ｍの土壌を全て掘削し、汚染状況に応じて仮設プラントで、掘削微生物処理、洗浄処理、中温加熱処理のいずれか又はこれらを組み合わせて処理
（A.P.+2.0ｍより下部）
・　地下水の移動防止のため、施工期間中、汚染箇所の周囲に鋼矢板を打設
・　地下水をポンプにより揚水し、土壌を掘削する深さまで水位を低下させ、揚水した地下水は仮設プラントで浄化処理
・　地下水のみが汚染されている箇所については、揚水時にベンゼンガスの吸引も行い、浄化を促進
・　底面管理によって汚染物質の存在する深さを確認しながら、必要な深さまで土壌を掘削し、汚染土壌は仮設プラントで処理、非汚染土壌は仮置き場に運搬
・　処理済み土壌も活用しA.P.+2.0ｍまで埋め戻し
・　不透水層まで汚染土壌を掘削した場合及び不透水層が確認されない場合は、セメント固化材等を用いて不透水層を形成したのち、埋め戻し

(ｳ)　液状化対策
・　砂質土層が厚い箇所は、砂杭締固め工法にて液状化対策を実施
・　砂質土層が薄く表層にある箇所は、格子状固化工法にて液状化対策を実施

(ｴ)　埋め戻し・盛土
・　A.P.+2.0ｍの位置に厚さ50㎝の砕石層を設置
・　A.P.+6.5ｍまで埋め戻し・盛土

(ｵ)　地下水管理システムの設置
・　地下水質モニタリング用観測井戸を設置し、地下水の浄化を確認
・　地下水の水位観測井戸、揚水井戸、貯留槽、浄化処理施設を設置し、これらをシステムで連携して地下水位を管理
・　日常的に維持していく地下水位は、A.P.+1.8ｍに設定

オ　技術会議報告書（その２）（平成22年８月）の内容

(ｱ)　実験概要

汚染物質の種類等から、以下の６つの処理方法により実施

<table>
<tr><th colspan="3">汚染物質の種類等</th><th colspan="2">処理方法</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="6">土壌</td><td colspan="2">ベンゼン</td><td rowspan="2">微生物処理</td><td>掘削微生物処理</td><td>汚染土壌を掘削し、予定地内に畝を作り、空気、栄養塩を投与し、微生物により、分解処理</td></tr>
<tr><td colspan="2">ベンゼン、重金属等、
シアン化合物の複合汚染</td><td>原位置微生物処理
洗浄処理</td><td>現地で、微生物によりベンゼンを環境基準値の 10 倍程度（10～20 倍）にまで低下させ、その後汚染土壌を掘削し、場外の洗浄処理施設で処理</td></tr>
<tr><td colspan="2">低濃度ベンゼン、シアン化合物、重金属等を含む複合汚染</td><td colspan="2">洗浄処理</td><td>汚染土壌を掘削し、場外の洗浄処理施設で処理</td></tr>
<tr><td rowspan="2">油膜が見られる汚染土壌</td><td>ベンゼン</td><td colspan="2">中温加熱処理</td><td>汚染土壌を掘削し、場外の中温加熱処理施設で処理</td></tr>
<tr><td>重金属等、
シアン化合物</td><td colspan="2">中温加熱処理
洗浄処理</td><td>汚染土壌を掘削し、場外の中温加熱処理施設で処理後、場外の洗浄処理施設で処理</td></tr>
<tr><td>地下水</td><td colspan="2">ベンゼン、シアン化合物、
重金属等を含む汚染地下水</td><td colspan="2">地下水浄化処理</td><td>揚水及び復水により、現地の地下水を浄化
揚水した汚染地下水は、現地に設置した地下水浄化施設で処理</td></tr>
</table>

(ｲ)　評価・検証のまとめ

①　実験内容やデータに関し評価・検証を行い、全ての処理技術について有効性を確認

②　豊洲新市場予定地の汚染物質は、除去可能と考えられる。

(ｳ)　技術会議からの提言

①　微生物処理による前処理土壌量の削減

洗浄処理は、洗浄処理が可能なベンゼンの濃度について、最新のデータの把握に努め、洗浄処理前の処理対象土壌量削減を図るものとする。

②　掘削微生物処理の対象汚染土壌の見直し

掘削微生物処理は、ベンゼンのみによる汚染土壌としていたが、シアン化合物との複合汚染であってもベンゼンの浄化が可能であり、効率的と判断されれば、複合汚染土壌の洗浄処理前の処理としての活用を図るものとする。

③　地下水のみ汚染された地点における工法の見直し

地下水浄化処理は、揚水と合わせガス吸引を行うことを提言していたが、地下水汚染の範囲が限られたケースではガス吸引を併用しなくても浄化が可能であることが確認されたため、実施に当たっては、柔軟な対応が求められる。

(ｴ)　盛土について

①　都からの報告

・　土壌汚染調査の概要

土壌または地下水で環境基準を超過した1,475地点のうち、盛土のある1,146地点において、東京ガス株式会社豊洲工場操業時の地盤面から上位50㎝で調査を行い、盛土の土壌汚染の状況を把握（調査期間は、平成20年３月から平成21年８月まで）

・　土壌汚染調査の結果

1,146地点のうち30地点（約３％）の盛土において環境基準超過を確認

・　対策

環境基準超過を確認した30地点の盛土については、汚染物質を処理

・　盛土として搬入された土壌

化学性状試験や土地利用履歴等により、汚染のおそれがないものと判断

②　技術会議における検討・提言

・　盛土の汚染

盛土の汚染原因は、地下水位の上昇などが影響したと考えられるが、完全に原因を特定することは困難

・　盛土の安全対策

汚染物質が検出された30地点については、既定の方針にしたがって汚染物質を除去すること。他の盛土については、市場用地の特殊性を考慮し、念のため、調査を行い、安全性を確認すること。

調査は、全盛土、100m^{3}毎に25物質（土壌汚染対策法で指定された特定有害物質）について行い、汚染が見つかった場合には、汚染土壌は処理し、きれいな土を盛ること。

(6) 豊洲新市場整備方針の策定（平成21年２月）

ア　土壌汚染対策

「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」の提言をもって都の土壌汚染対策とする。

(ｱ)　対策の具体的内容

遮水壁の設置から盛土の掘削、地下水の揚水・浄化、土壌の掘削・運搬、汚染物質処理、

液状化対策、砕石層設置、地下水の管理までの一貫した対策とする。

(ｲ)　経費　586億円、工期　20ヵ月

(ｳ)　盛土部の仮置き場として、新海面処分場を確保

(ｴ)　仮設プラントは、隣接地及び中央防波堤内側を候補地として設置

(ｵ)　埋め立ての基準を満たす土壌については、新海面処分場等で活用

イ　豊洲新市場開場時期及び整備スケジュール

豊洲新市場開場時期　　平成26年12月

ウ　豊洲新市場整備総事業費

4,316億円（総事業費に含まれる用地取得価格は購入時に再評価）

(7) 豊洲市場における地下水等管理に関する協議会
（旧土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会）

ア　設置目的

豊洲市場における地下水等管理について、関係者間で情報を共有し意見交換を行う。

イ　設置期間

平成24年７月から

ウ　会議内容

開催年月日		主な検討・報告事項
第１回	平成24年７月27日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　仮設土壌処理プラントにおける処理結果
第２回	平成25年１月24日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　土壌汚染・汚染地下水の処理結果 ・　地下水管理システムの概要
第３回	平成25年５月21日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　汚染土壌・汚染地下水の処理結果
第４回	平成25年10月３日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　汚染土壌・汚染地下水の処理結果等
第５回	平成26年２月24日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　汚染土壌・汚染地下水の処理結果等
第６回	平成27年３月９日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　地下水管理システムに関する説明
第７回	平成28年６月28日	・　開場後の地下水管理 ・　地下水のモニタリング及び施設内空気の測定 ・　地下水管理システム工事の整備状況
第８回	平成31年２月16日	・　要綱の改正(会議名・設置目的などの変更) ・　空気・地下水質調査結果 ・　空気・地下水質調査（地下水質測定頻度の変更） ・　地下水管理システムに関する説明
第９回	令和元年11月30日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水管理システムに関する説明 ・　地下ピット内の施設の点検・補修

第 10 回	令和３年１月22日 ～ 令和３年２月４日 （書面開催）	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　地下水位抑制対策 ・　地下ピット内の床面補修（完了報告）
第 11 回	令和４年１月20日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　地下水位上昇抑制対策 ・　地下ピット内の施設の維持管理
第 12 回	令和５年２月９日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　工事の実施状況 ・　地下ピット内の施設の維持管理
第 13 回	令和６年２月13日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　工事の実施状況 ・　地下ピット内の底面補修（完了報告）
第 14 回	令和７年２月17日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　工事の実施状況
第 15 回	令和８年２月20日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　工事の実施状況等

(8) 豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議

ア　設置目的

生鮮食料品等を扱う豊洲市場において、食の安全・安心を確保する観点から、改めて土壌汚染対策について専門家により検討を行う。

イ　検討事項

地下ピットがある状態の確認と評価、リスク管理上必要な対応策の検討、その他必要な事項

ウ　設置期間

平成28年９月から平成30年11月

エ　会議内容

開催年月日		主な検討・報告事項
第１回	平成28年10月15日	・第８回地下水モニタリング結果 ・空気・水質等の測定結果 ・地下水管理システムの稼働状況　など
第２回	平成28年11月12日	・空気・水質等の測定結果 ・地下水管理システムの稼働状況　など
第３回	平成28年12月10日	・空気・水質等の測定結果 ・地下水管理システムの稼働状況　など
第４回	平成29年１月14日	・これまでの評価状況のまとめ ・第９回地下水モニタリング結果【暫定値】 ・専門家会議が指示した調査結果　など

第５回	平成29年３月19日	・第９回地下水モニタリング再調査の結果 ・第１回～第９回の調査実施状況 ・地下ピットのある状態の評価と対応策　など
第６回	平成29年５月18日	・空気、水質等の測定結果など
	平成29年６月11日	・今後の対応策　など

オ　地下ピットがある状態の評価

(ｱ) 地下水経由のリスク

・地下水の飲用その他の利用は予定されていないため、問題は生じない。

(ｲ) 汚染土壌の直接摂取（摂食・皮膚接触）によるリスク

・建物部分は地下ピット部の床面が敷均しコンクリートまたは厚さ50㎝の砕石層となっており、建物以外の場所は厚さ50㎝以上盛土されているため、汚染土壌の直接摂取の可能性はなく、問題は生じない。

(ｳ) 室内空気経由のリスク

・将来について、建物１階部分の床面等にひび割れが生じたりし、地下ピット内の空気が建物１階部分に侵入する状態が発生する可能性を考慮すると、地下ピット内に滞留した水銀等を含む空気が建物１階部分に侵入、又は地下ピット内の空気中の水銀等が建物１階部分の空気中に拡散して来る可能性が考えられる。

・この場合、地下ピット内における空気中の水銀等の濃度が指針値等以下で維持されれば問題は生じることはないと考えられる。

カ　今後の対応策の内容

(ｱ)　地下ピットにおける水銀等ガス濃度上昇防止対策（案）について

・地下ピットにおける水銀等ガス濃度上昇防止対策については、以下の２案が示され、いずれの案も対策として必要とされる効果を得られるものと評価

＜地下ピットにおける水銀等ガス濃度上昇防止対策の概要＞

a　案１

・対策内容：①遮蔽シートにより、ガスの侵入を大幅に低減
②必要に応じた換気により、ガスの濃度上昇を防止

・工期（契約期間含む）：22か月

・留意事項：遮蔽効果の確認（国内実績なし、米国実績あり、遮蔽性能、耐久性等の確認）

b　案２

・対策内容：①コンクリートにより、ガスの侵入を低減
②常時換気を行いガスの濃度上昇を防止

・工期（契約期間含む）：８か月

・留意事項：コンクリートのひび割れ抑制への配慮（調合、目地の設置、チェックと補修）

（案１及び案２の工期は、専門家会議の指示を受けて、都が試算したもの）

(ｲ)　地下水管理システムの機能強化（案）について

・専門家会議では、地下水管理システムにより、汚染地下水を徐々に回収し、地下水汚染を浄化していくことが可能であるが、現時点ではまだ地下水位が高く、早期に日常管理水位（A.P.+1.8m）まで下げて安定した運用を行えるよう、機能強化を検討することが必要と指摘され、これを踏まえて、機能強化策が示された。

＜地下水管理システムの機能強化策の概要＞

・地下水中の付着物による目詰まりのため、揚水機能が低下した井戸の洗浄及びポンプ交換を行い、機能回復を図る。
・地下ピット内に新たに揚水ポンプを設置して、建物下からも地下水の揚水を行えるようにする。
・地下水位を観測している21箇所の井戸に揚水ポンプを設置して、揚水機能を増強する。
・地下水位が高い箇所において、真空ポンプで揚水する設備を新たに設置して、早期の水位低下を図る。

(ｳ) 今後のモニタリング計画（案）について
・201地点の２年間モニタリングについては、第９回モニタリング結果の確定を受けて終了。
・今後のモニタリングについては、敷地全体での濃度推移を把握する観点から、46地点（再調査地点（29箇所）＋全体的な位置バランスを考慮して選定した地点（17地点））で行い、濃度の傾向の安定を確認し、当面の目標地下水位（A.P.+2.0m）が達成されるまで実施する。
・将来的には地下水管理システムを利用したモニタリングを実施する。
※29地点：濃度確認モニタリング（１か月に１回）
17地点：全体確認モニタリング（３か月に１回）

(ｴ) 補助315号線連絡通路部の水銀等ガス対応方法について
・ベントナイト混合土層と観測用人孔との間に隙間が生じている可能性があるため、充填剤等で隙間を埋めるなどの対策を検討する。

キ 追加対策工事

専門家会議からの提言に基づき、地下ピット内での水銀等ガス濃度上昇防止策と地下水管理システムの機能強化等の追加対策を実施。

平成30年７月30日に専門家会議による追加対策工事に関する確認調査等の結果を公表。

(ｱ) 各対策工事にかかる確認調査の結果（評価）

① 地下ピット内での対策（水銀等ガス濃度上昇防止策）
・追加対策工事は適切に実施されており、計画通りに換気されることで、地下ピット内の空気の水銀等ガス濃度は問題のない状態で維持される。
・床面コンクリートおよび換気設備の維持管理が適切に行われていくことにより、将来にわたって盛土と同等の機能を果たすことができると考えられる。

② 地下水管理システムの機能強化
・建物下の揚水ポンプの設置等により、地下水管理システムの揚水機能が強化されたことが、地下水排水量のデータから確認された。
・各街区の建物部分以外、建物下それぞれの平均地下水位が当面の目標地下水位（A.P.+2.0m）以下まで低下した。
・引き続き地下水の揚水を継続し、A.P.+2.0m前後で地下水位が常時維持されるようにA.P.+1.8mを目標管理水位として地下水管理システムを稼働していくことが望ましい。

③ 補助315号線連絡通路部の水銀等ガス濃度上昇防止策
・検出される水銀ガスの濃度は指針値に適合するレベルであり、地上部および連絡通路内の空気に影響を及ぼす可能性はないと考えられるため、これ以上の対策は不要と判断される。

(ｲ) 空気測定および地下水質測定
・建物１階部分、各街区の屋外（地上部）及び補助315号線連絡通路部の空気は、科学的な安全が確保された状態で維持されていると考えられる。
・平成28年10月の地下水管理システムの本格稼働に伴って帯水層下部を中心に地下水流

動に変化が生じ、第９回地下水モニタリング（平成28年11月～12月）以降、地下水汚染状況は大きく変化していないと考えられ、さらに大きく濃度が上昇する可能性は考えにくい。

(ｳ) 今後の管理（案）

・都による今後の管理（案）の内容（設備の維持管理、空気や地下水の測定など）は妥当であり、確実に実施していくことが重要である。

・市場開場後の空気測定等については、当面は毎月実施していくことが望ましいと考えられる。

(ｴ) 全体評価

・都が実施した追加対策により、将来リスクを踏まえた安全性が確保されたことを確認した。

・今後は、都による管理（案）の内容を確実に実施していくことが重要である。

(9) 市場問題プロジェクトチーム

ア　プロジェクトチームの位置づけ

築地市場の豊洲市場への移転及び市場のあり方に関し、土壌汚染、施設及び事業に関する事項等について検討し、その結果を知事に報告する。(総務局が庶務を担当)

イ　検討事項

豊洲市場の土壌汚染、施設及び事業に関する事項、市場の在り方に関する事項、その他関連する事項

ウ　会議内容等

開催年月日		主な内容
第1回	平成 28 年 9月 29 日	・市場問題プロジェクトチーム発足の趣旨 ・築地市場から豊洲市場への移転の経緯 ・検討課題とその検討手順
第2回	平成 28 年 10 月 25 日	・豊洲市場の建物の構造安全性について
―	平成 28 年 11 月 15 日	・築地市場内の事業者に対するヒアリング (水産物部及び関連事業者)
第3回	平成 28 年 11 月 29 日	・豊洲市場の施設の安全性、機能について (物流関係)など
―	平成 28 年 12 月 14 日	・築地市場内の事業者に対するヒアリング (青果部事業者)
第4回	平成 28 年 12 月 21 日	・豊洲市場の施設の安全性、機能について (温度管理・衛生管理)など
第5回	平成 29 年 1月 25 日	・豊洲市場の事業継続性、業者の負担と事業継続性など
第6回	平成 29 年 2月 23 日	・築地市場の補修など
第7回	平成 29 年 3月 29 日	・豊洲市場の液状化対策など
第8回	平成 29 年 4月 26 日	・市場問題プロジェクトチーム第1次報告書素案
第9回	平成 29 年 5月 24 日	・市場問題プロジェクトチーム第1次報告書案
第 10 回	平成 29 年 6月 5日	・市場問題プロジェクトチーム第1次報告書案

—	平成 29 年　6月 13 日	・第1次報告書を知事に手交 (卸売市場のあり方、豊洲市場移転案、築地市場改修案)
第 11 回	平成 29 年　8月　 4日	・豊洲市場の土壌汚染対策など ・市場問題プロジェクトチーム第2次報告書(案)
—	平成 29 年　8月 10 日	・第2次報告書を知事に提出

(10) 市場のあり方戦略本部

ア　あり方戦略本部の位置づけ

専門家会議や市場問題プロジェクトチームによる検証の成果を集約した上で、残された諸課題を総点検し、総合的な判断に繋げるための庁内検討組織として設置

イ　検討事項

以下の３つのテーマで総点検を行う

①都民の理解と納得　②豊洲・築地市場の課題　③市場の将来的なあり方

ウ　会議内容

開催年月日		主な内容
第1回	平成 29 年4月　3日	・今後の進め方(ヒアリング等)
第2回	平成 29 年4月 27 日	・市場移転問題にかかる諸課題の整理(卸売市場の役割と都の現状、移転検討の経緯など) ・課題の検証(豊洲市場の課題への対応、築地改修(現在地再整備)における課題など)
第3回	平成 29 年6月 15 日	・「市場のあり方」について ・11 市場全体で見た市場運営のあり方の検証 ・中央卸売市場会計の持続可能性の検証
第4回	平成 29 年6月 16 日	・豊洲市場の課題への対応(「無害化」の議論の整理、安全・安心確保に向けた取組、事業継続性確保に向けた収支改善策) ・築地改修案(現在地再整備)について ・市場のあり方戦略本部(第3回)補足説明

※　平成29年5月10日 知事ヒアリング、5月16日 本部長ヒアリングを実施
　　平成29年5月11日、15日、17日、18日　本部長インタビューを実施

(11) 市場移転に関する「基本方針」

平成29年６月20日知事会見にて、市場移転に関する「基本方針」を公表

○築地市場は、長年培ったブランド力と地域との調和を生かし、あらためて活用する。

○地下空間の追加対策、地下水管理システム補強策などの安全対策を講じた上で、豊洲市場を活かす。

○豊洲市場は、中央卸売市場として、冷凍冷蔵・加工等機能を強化し、ＩＴを活用した総合物流拠点とする。

○東京都は、事業者の皆さま、都民の皆さまの信頼回復に徹底的に取り組む。

(12) 市場移転に関する関係局長会議

平成29年６月22日　市場移転に関する関係局長会議

○基本方針を踏まえて推進すべき事項を整理

① 築地市場の豊洲市場への早期移転の円滑な実施

② 豊洲地区の賑わい創出

③ 環状２号線の五輪前の開通

④ 築地市場跡地のオリパラ輸送拠点としての整備に向けた調整

⑤ 築地の再開発に向けた検討

⑥ 豊洲市場移転・築地再開発全体の財政収支の観点からの検討

＜市場移転に関する関係局長会議（６月22日）における知事の指示内容＞

○豊洲市場への早期移転に全力で取り組むこと

○オリンピック・パラリンピックに向けた、環状２号線や輸送拠点整備について、関係機関との調整を進めること

○築地のロケーションを最大限に活かした再開発に向けて、夢のある姿を導き出すこと

平成29年７月21日　市場移転に関する関係局長会議

○関係各局における課題や進捗状況等を報告

① 築地市場の豊洲市場への早期移転の円滑な実施

② 東京２０２０大会に向けた準備の推進

③ 築地の再開発に向けた検討

④ 豊洲市場移転・築地再開発全体の財政収支の観点からの検討

＜豊洲市場への移転に関する基本スタンス（７月21日会議）＞

○「基本方針」の主旨は、“豊洲と築地の両方を活かす”

① 豊洲市場について

・豊洲市場への早期移転を円滑に行うことを最優先事項とする。

・豊洲市場は、継続的に中央卸売市場として運営していくとともに、日本の中核市場として育てていく。

・移転後は、千客万来施設も含め、市場業者の方や地元の皆様とともに、豊洲地区の賑わいを創出していく。

② 築地再開発について

・再開発に当たっては、築地エリアが有する食文化、浜離宮、水辺といったポテンシャルを活かして、多様な観点からまちづくりを検討し、経済合理性を確保しつつ民間主導で進めていく。

・今後、幅広く都民や民間からのアイデアを募集するとともに、豊洲へ移転した後の状況も踏まえながら、ステップを踏んで検討する。

＜豊洲市場用地の土壌汚染対策に係る「無害化」に代わる新たな方針（７月21日会議）＞

○環境基準を達成できていない現状を真摯に受け止め、その反省を踏まえたうえで、安全で安心な市場の実現に向け、専門的・科学的で妥当な対策を講じる。

○追加対策工事の着実な実施により、地上の安全に万全を期する。

○地下水管理システムの適切な運用により、地下水位を管理するとともに、同システムの揚水機能を発揮し、中長期的に水質の改善を図る。
○専門家会議の助言に基づき、地上部の大気や地下水の水質を測定し、正確な情報発信を通じて、都民や事業者の理解と安心に繋げていく。

平成29年12月５日　市場移転に関する関係局長会議

○平成29年７月の関係局長会議でとりまとめられた取組の進捗状況等について関係各局より報告
① 豊洲市場への移転及び築地市場跡地のオリンピック・パラリンピックの活用に向けた全体スケジュール
② 築地再開発に関する報告

平成30年４月25日　市場移転に関する関係局長会議

○千客万来施設事業の動向、築地再開発について関係各局より報告
①千客万来施設事業の動向
・千客万来施設事業の概要
・千客万来施設の事業者による提案概要
・千客万来施設事業に関する主な経緯
②築地再開発に関する報告
・築地再開発検討会議「築地まちづくりの大きな視点」〈骨子案〉の概要

平成30年５月１日　市場移転に関する関係局長会議

○同日における千客万来施設事業者と都側との協議状況等について報告

平成30年５月28日　市場移転に関する関係局長会議

○同日における千客万来施設事業者からの回答とこれまでの経緯について報告

平成30年５月31日　市場移転に関する関係局長会議

○同日における千客万来施設事業者からの回答について報告
・以下の内容で千客万来施設事業を進めたい旨の回答（平成30年5月31日）
公募時に提案した施設の工事着工時期を変更し、
「東京2020大会後速やかに着手する」こととしたい。

平成30年６月７日　市場移転に関する関係局長会議

○豊洲市場の開場に向けた取組状況、環状第２号線の整備、築地再開発の検討状況について関係各局より報告
①　豊洲市場の開場に向けた取組状況
②　環状第２号線の整備
③　築地再開発の検討状況

平成30年７月31日　市場移転に関する関係局長会議

○専門家会議による、追加対策工事にかかる確認調査等の結果について報告

・追加対策工事の概要

・専門家会議による確認調査等の結果について（概要）

・豊洲市場の開場に向けた、安全・安心の確保に関する取組

・豊洲市場の「安全・安心な市場」としての開場に向けて

＜豊洲市場の「安全・安心な市場」としての開場に向けて（平成30年７月31日会議）＞

○豊洲市場の土壌汚染等の状況について、専門家会議が様々な検証を行い、法的・科学的な安全性を確認するとともに、その提言に基づき、都は、将来のリスクに備えた追加対策工事を完了

○追加対策工事の有効性が確認されたことにより、豊洲市場の安全性がさらに向上

○この間行ってきた「検証」・「対策」・「確認」という一連のステップが完了し、都民や市場関係者が安心して利用することができる「安全・安心な市場」として開場する条件が整ったと判断

⇩

○「安全・安心な市場」であることについて広く発信

○速やかに農林水産大臣に豊洲市場の開場の認可を申請

平成30年８月31日　市場移転に関する関係局長会議

○千客万来施設事業、賑わい創出について報告

①　千客万来施設事業について

・　千客万来施設の整備にかかる事業者との合意について

②　賑わい創出について

・　千客万来施設事業用地における賑わい創出の展開

平成30年11月28日　市場移転に関する関係局長会議

○豊洲市場の円滑な運営、築地市場跡地の活用、築地再開発の検討状況、中央卸売市場会計の持続可能性の検証について関係各局より報告

①　豊洲市場の円滑な運営

・　豊洲市場の開場について

・　開場後の円滑な市場運営に向けた取組

・　千客万来施設事業用地における賑わい創出の展開

②　築地市場跡地の活用（東京２０２０大会に向けた取組）

・　築地市場跡地のオリンピック・パラリンピックの活用に向けたスケジュール

・　旧築地市場解体工事の概要

・　環状第２号線の状況

・　東京２０２０大会に向けた車両基地（デポ）の整備について

③　築地再開発の検討状況

④　中央卸売市場会計の持続可能性の検証

平成31年１月23日　市場移転に関する関係局長会議

○築地再開発の検討状況、市場会計の持続可能性の検証について関係各局より報告

①　築地再開発の検討状況

・　築地まちづくり方針（素案）概要

②　市場会計の持続可能性の検証

・　パターンⅠ：築地市場跡地を一般会計に有償所管換する場合

・　パターンⅡ：築地市場跡地を中央卸売市場会計が保有し、長期貸付する場合

＜試算結果を踏まえた今後の方向性（平成31年１月23日会議）＞

○卸売市場を取り巻く環境の変化を踏まえた今回の収支試算結果とともに、将来の東京全体としての価値の最大化を目指す今後の築地まちづくりを見据えて、築地市場跡地については、一般会計に有償所管換をする。

※ 有償所管換の土地価格5,623億円から、土地処分に際して一般的に考慮すべき埋蔵文化財発掘調査費用等相当分となる200億円（試算上の数値）を留保した5,423億円を平成30年度最終補正予算案に計上予定。

○これにより、中央卸売市場会計の事業継続性は、今後約50年間は確保できる見通し。

○一方で、経常収支については、前回の試算結果と比べて改善傾向にあるものの、豊洲市場の減価償却費の影響により赤字で推移する見通しであり、長期的な観点に立てば、市場経営のあり方について検討が必要。

○こうした点も踏まえた上で、当面の経営改善策を着実に実行するとともに、卸売市場法の改正なども踏まえつつ、市場会計全体の将来を見据えた戦略的な経営と強固な財務体質確保に向けた経営計画を策定する。

平成31年３月29日　市場移転に関する関係局長会議

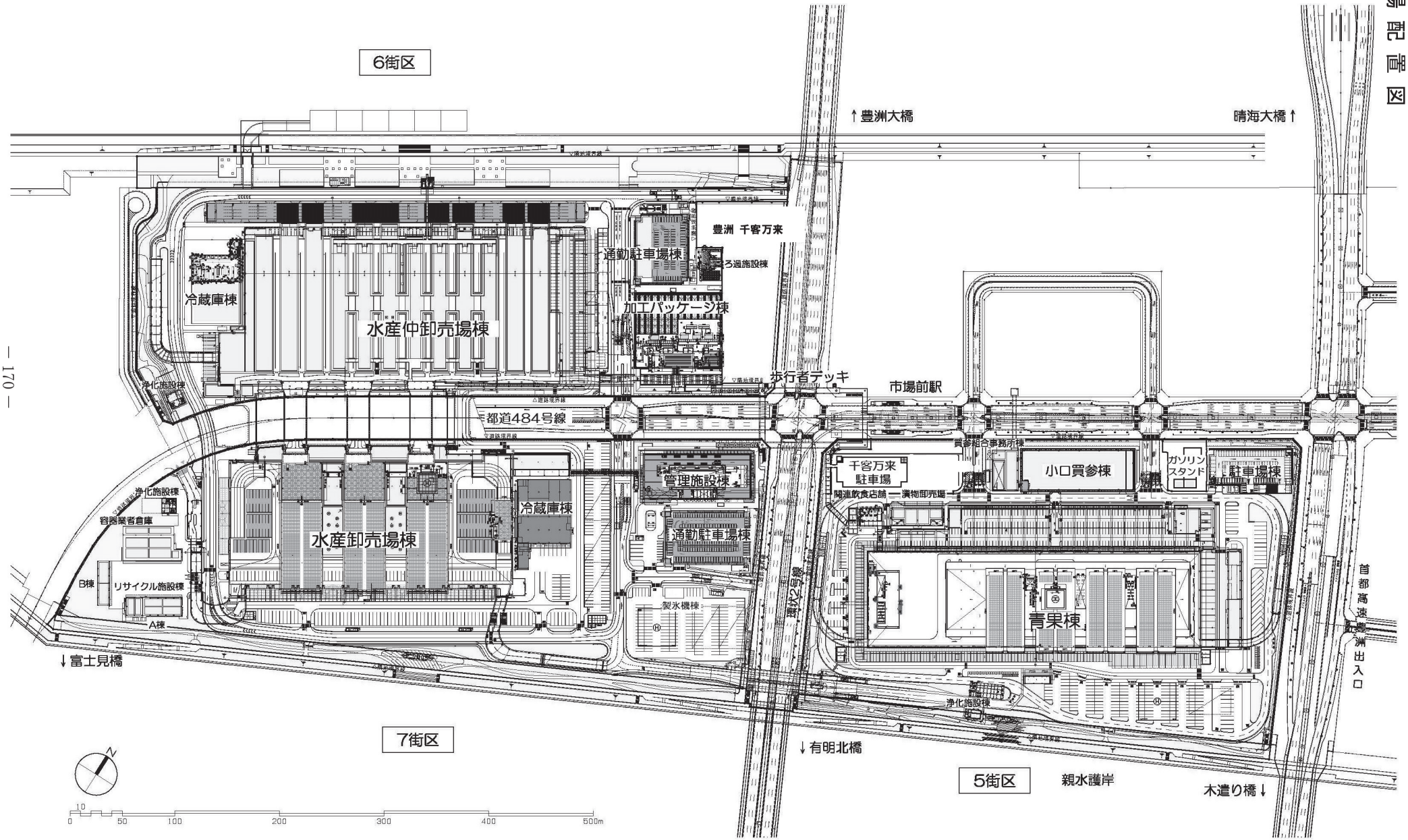
○築地再開発の検討状況について報告

・「築地まちづくり方針」概要

・「築地まちづくり方針（素案）」への御意見＜パブリックコメント　概要＞

・「築地まちづくり方針（素案）」からの主な修正内容

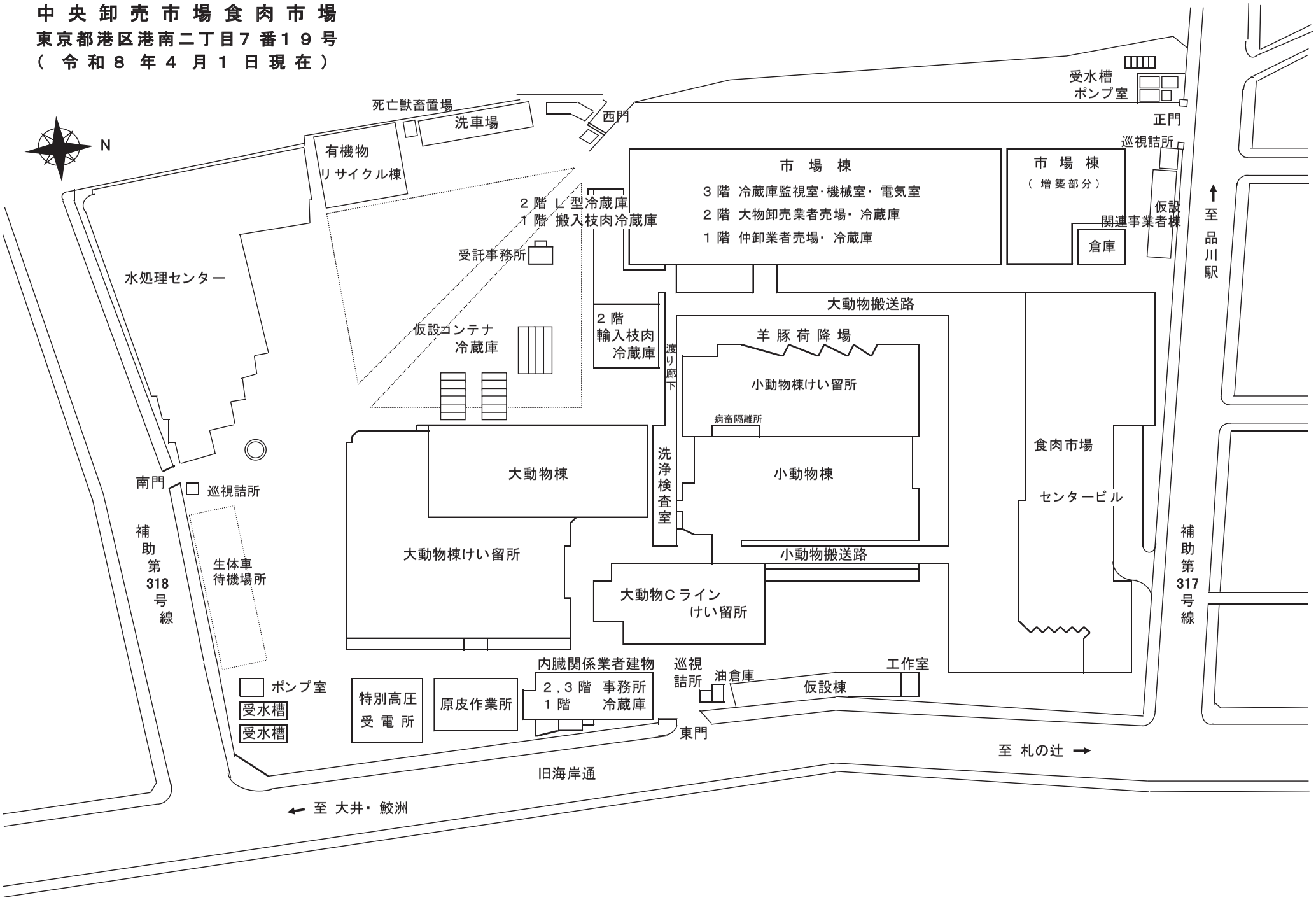
中央卸売市場　豊洲市場
江東区豊洲六丁目６番１号外
（令和８年４月１日現在）



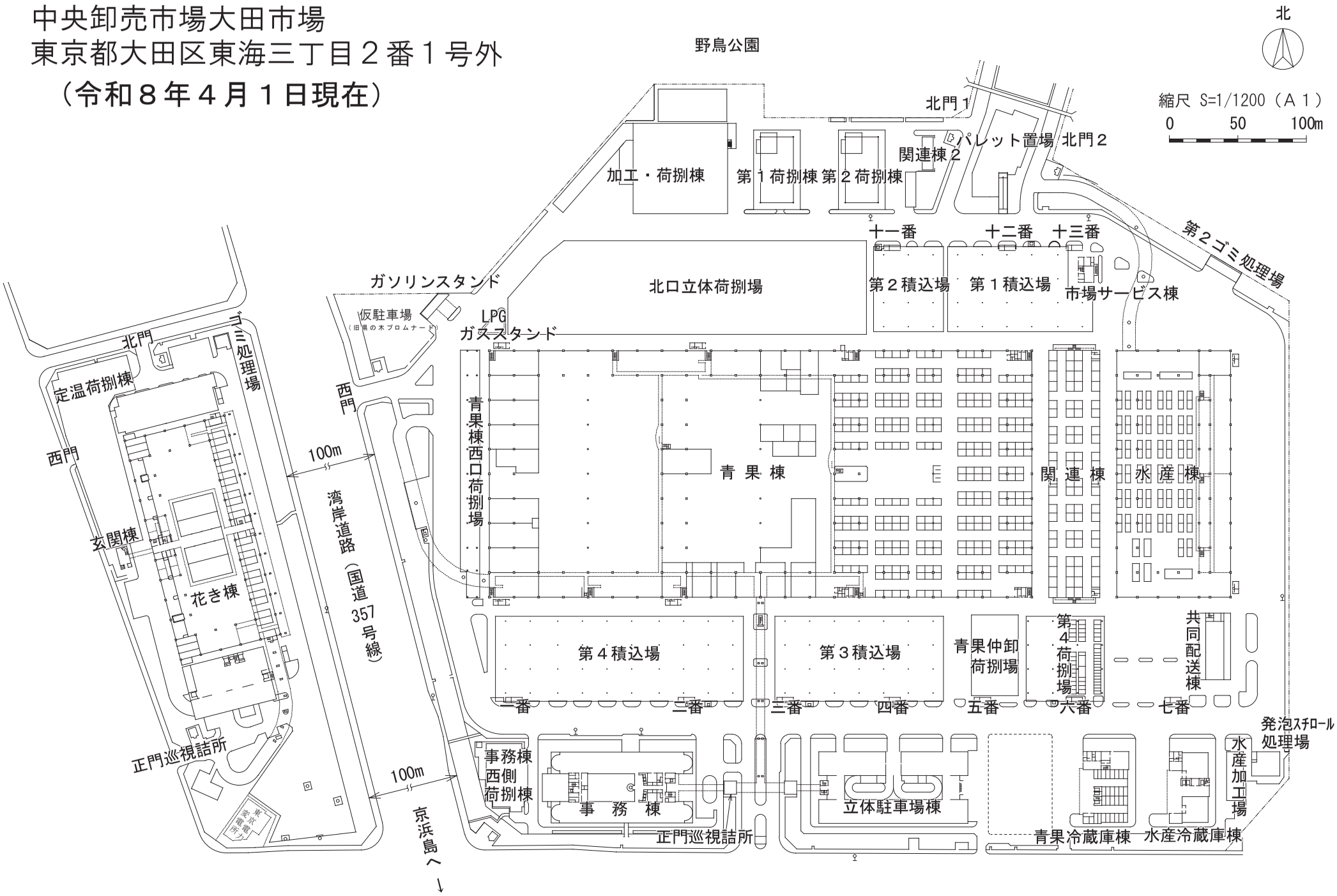
中央卸売市場食肉市場

東京都港区港南二丁目７番１９号

（ 令和８年４月１日現在 ）



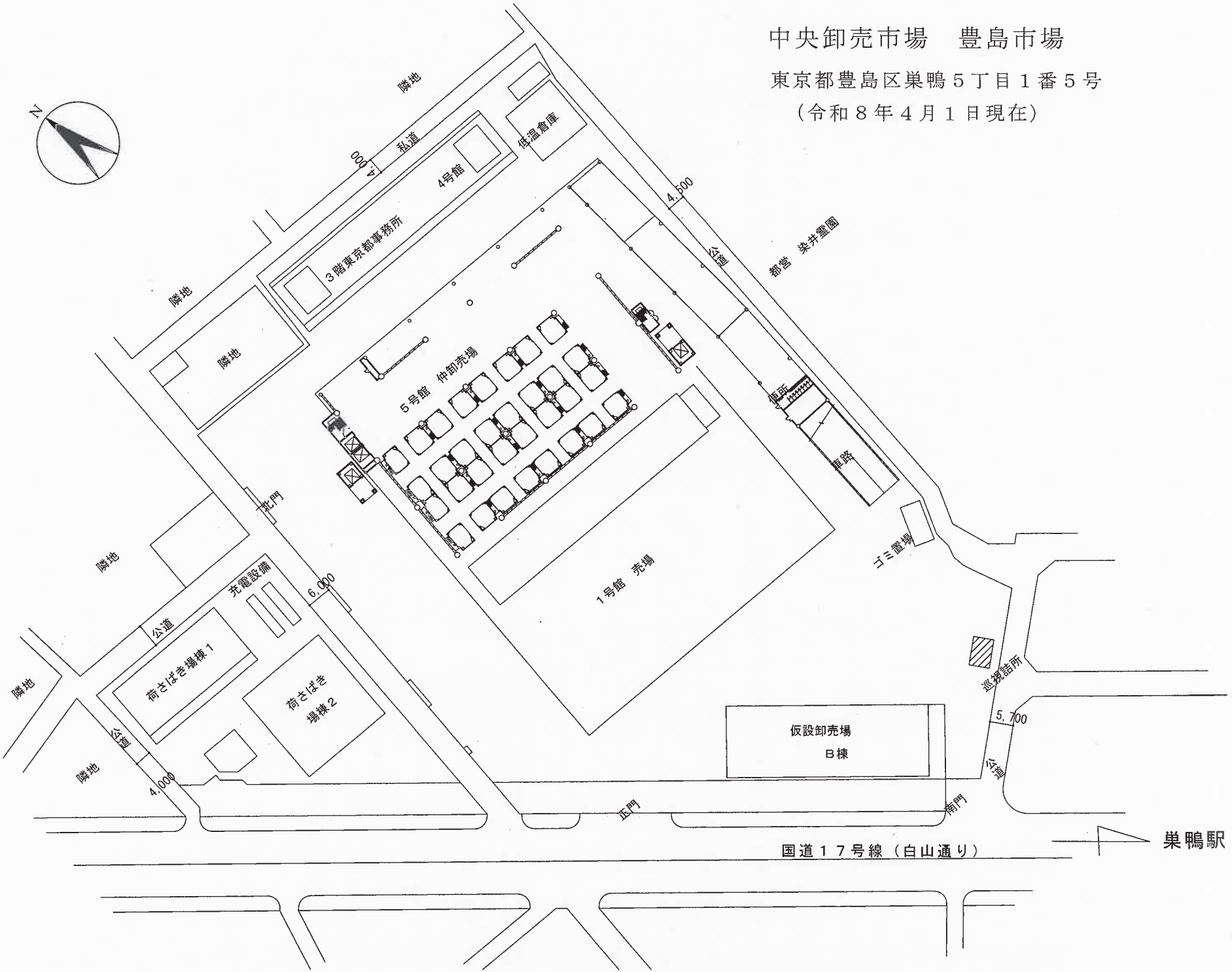
中央卸売市場大田市場
東京都大田区東海三丁目２番１号外
（令和８年４月１日現在）



中央卸売市場　豊島市場

東京都豊島区巣鴨５丁目１番５号

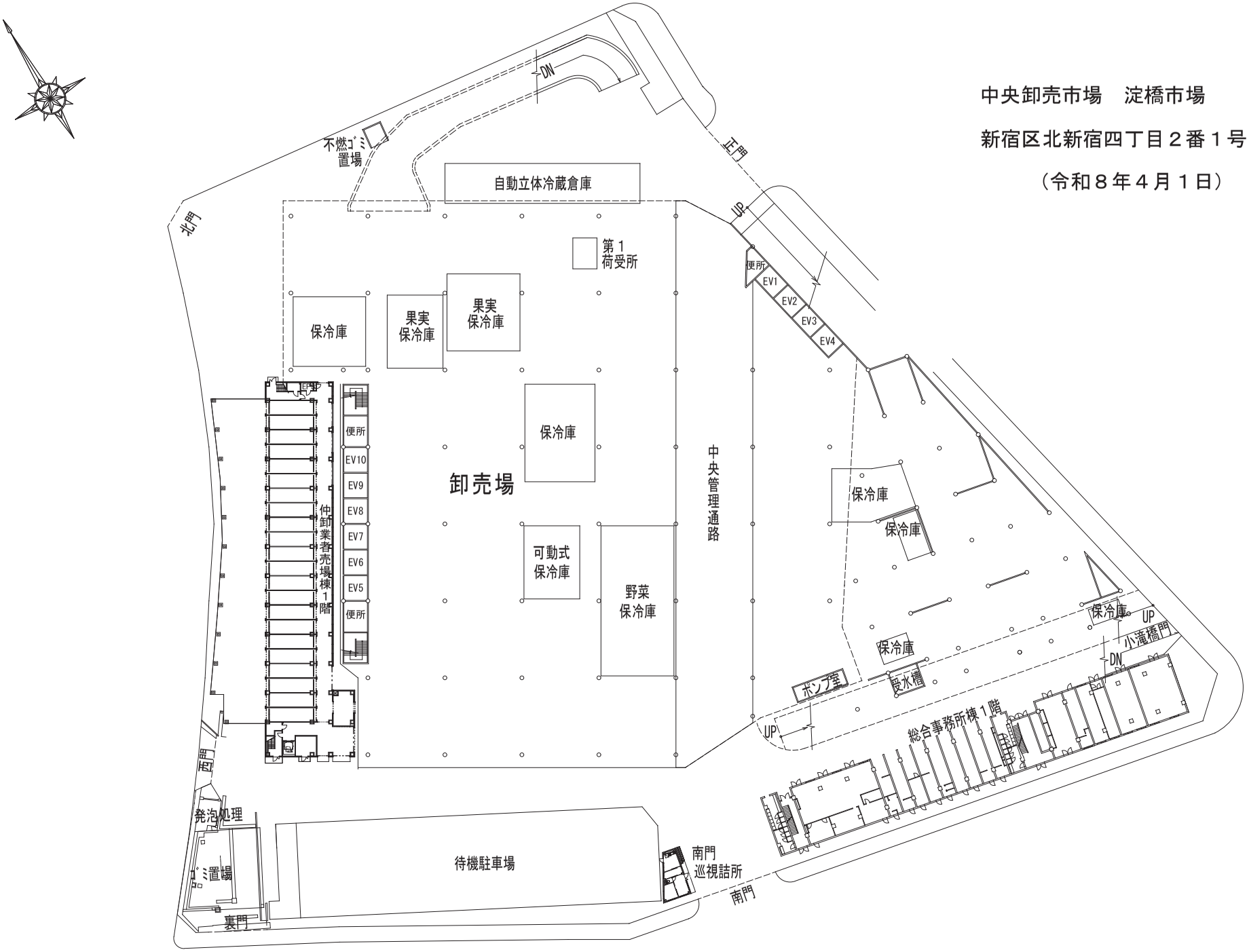
（令和８年４月１日現在）



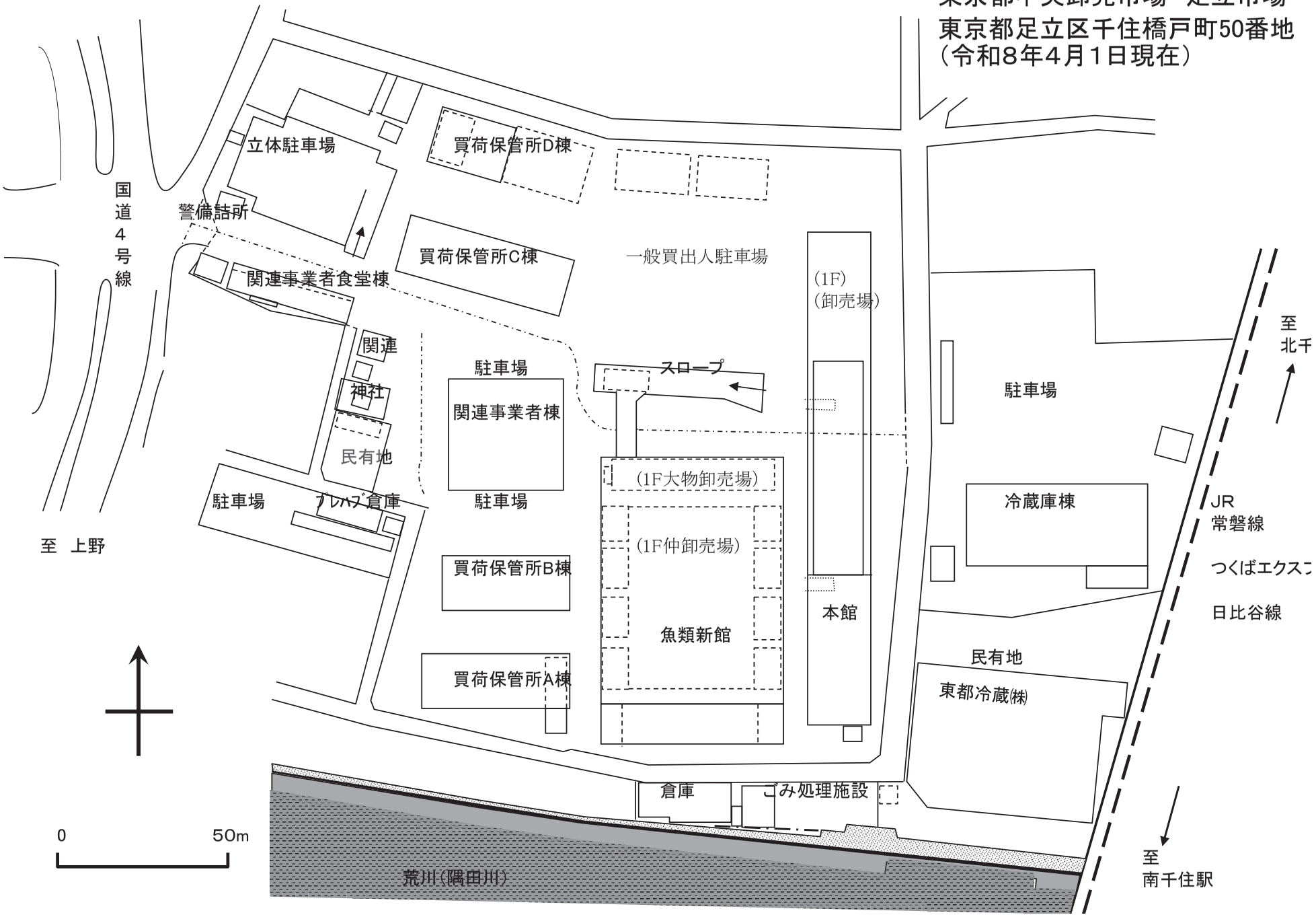
中央卸売市場　淀橋市場

新宿区北新宿四丁目２番１号

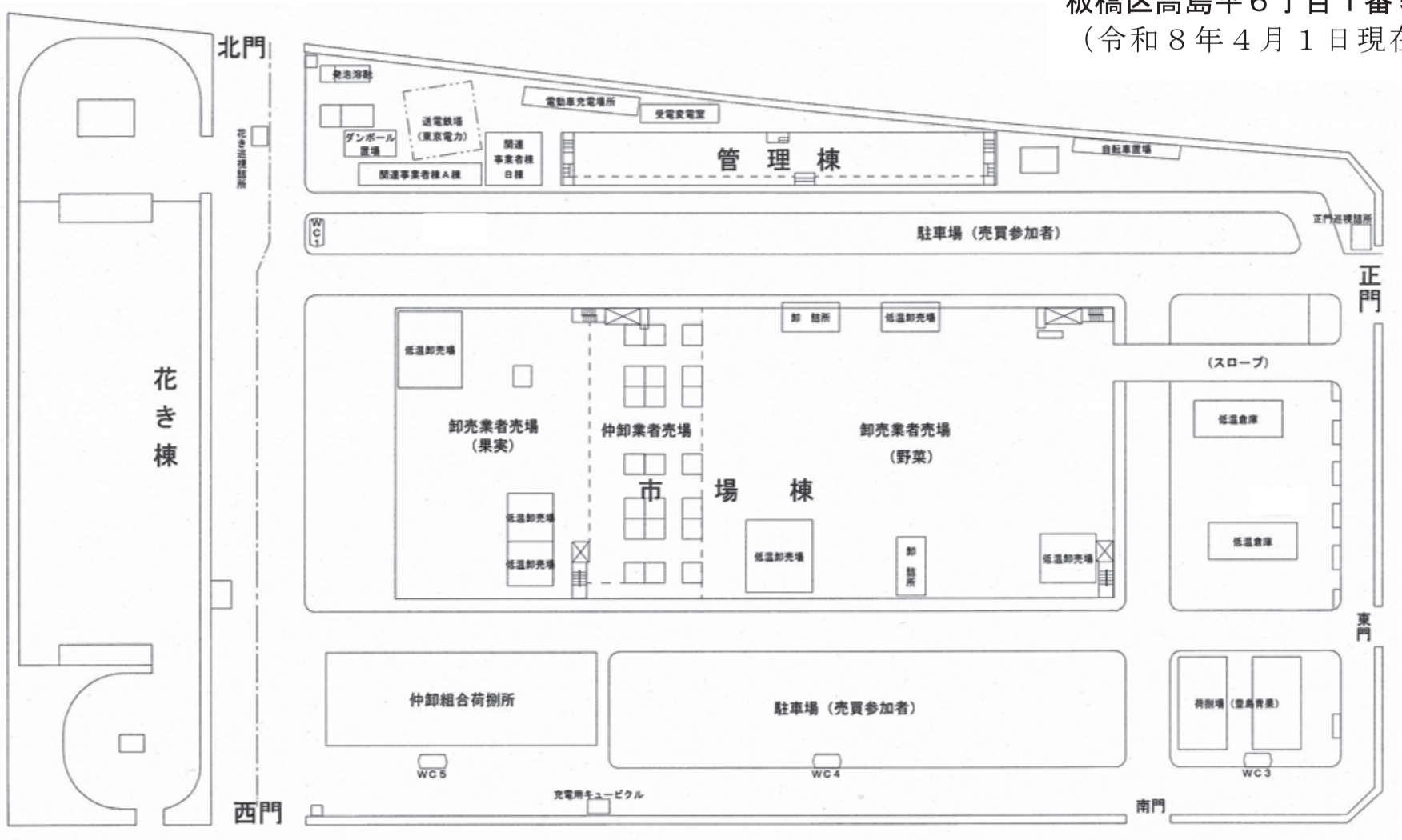
（令和８年４月１日）



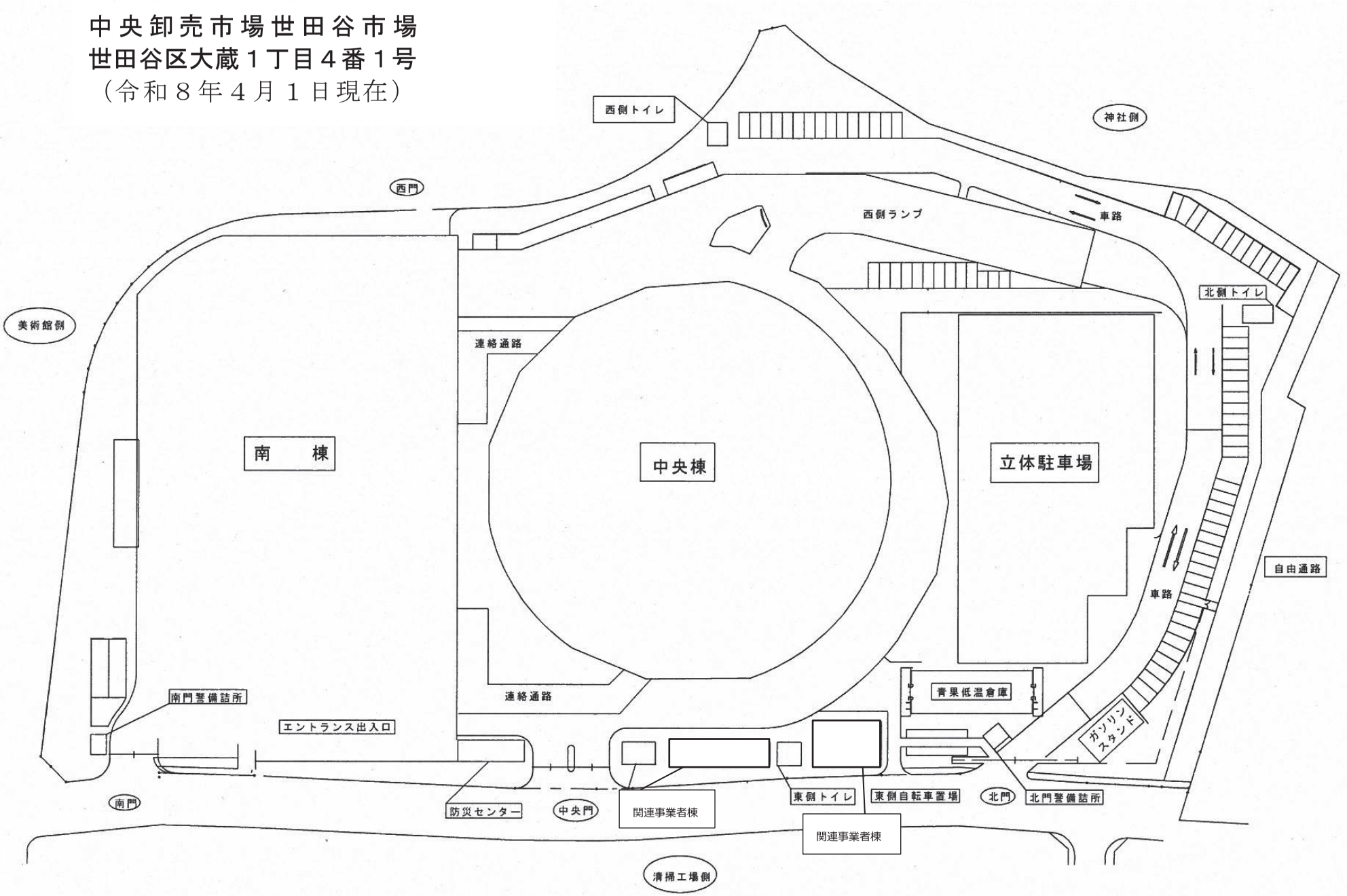
東京都中央卸売市場　足立市場
東京都足立区千住橋戸町50番地
（令和8年4月1日現在）



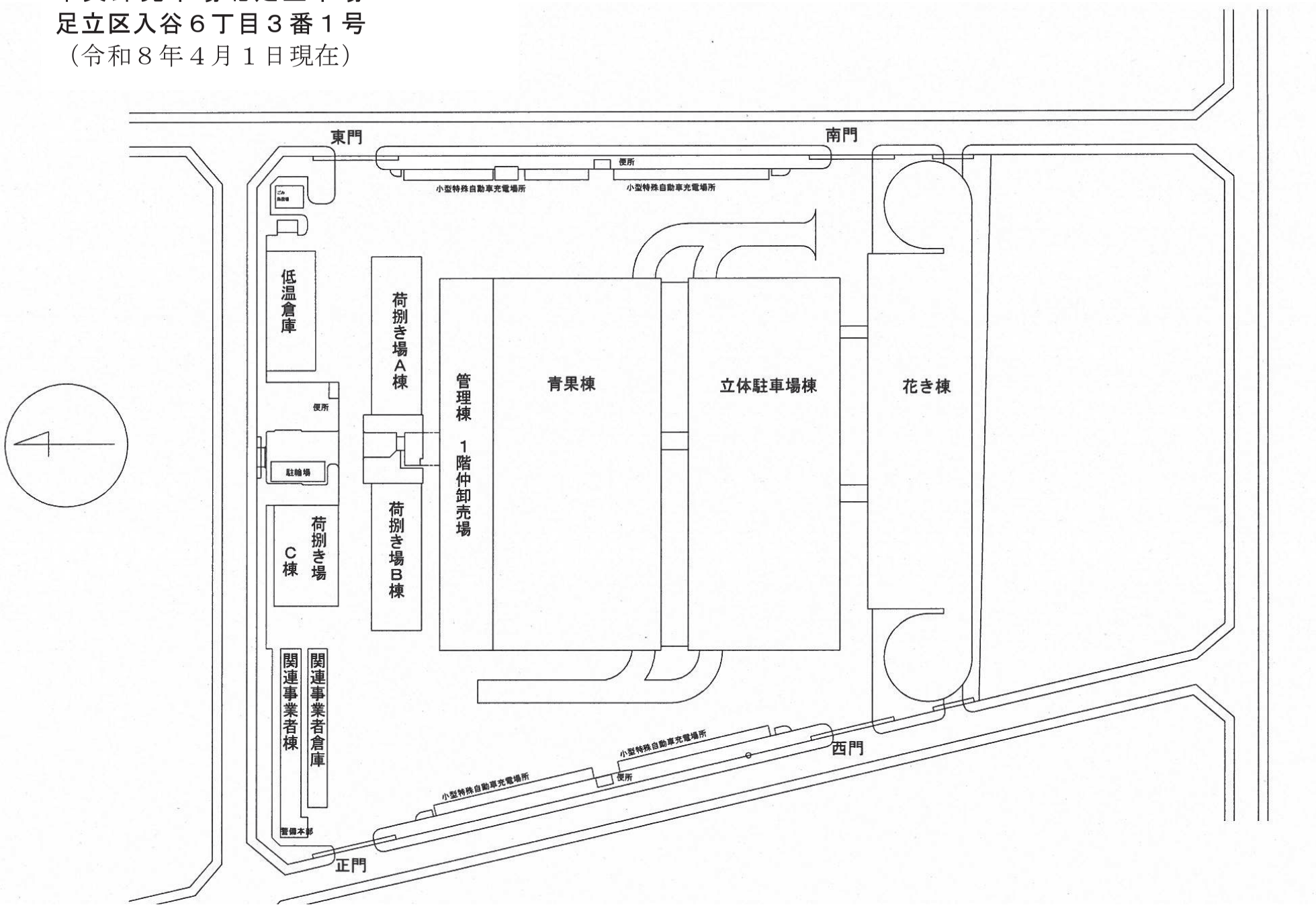
中央卸売市場板橋市場
板橋区高島平６丁目１番５号
（令和８年４月１日現在）



中央卸売市場世田谷市場
世田谷区大蔵１丁目４番１号
（令和８年４月１日現在）



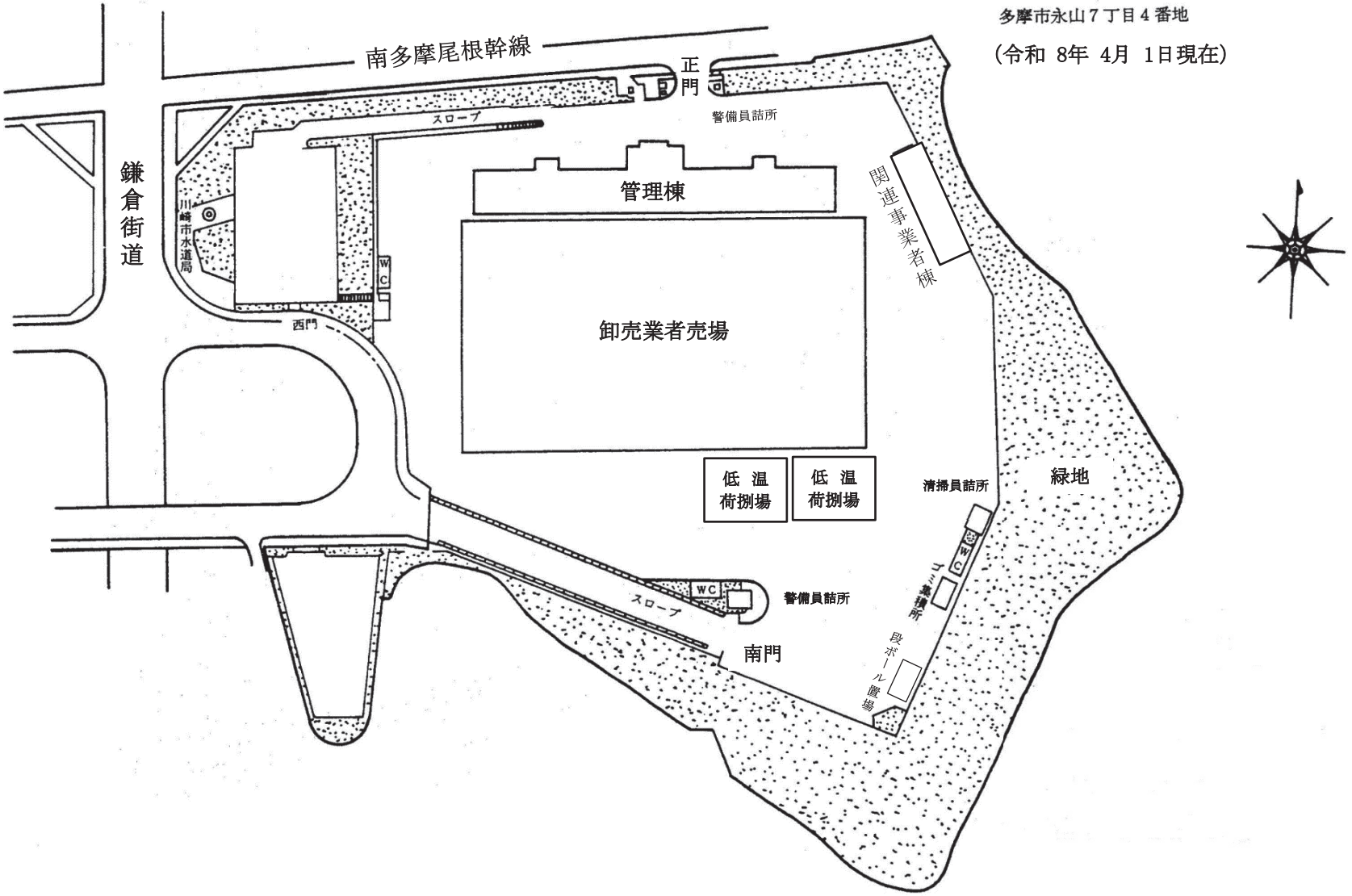
中央卸売市場北足立市場
足立区入谷６丁目３番１号
（令和８年４月１日現在）



中央卸売市場多摩ニュータウン市場

多摩市永山７丁目４番地

（令和 8年 4月 1日現在）



中央卸売市場葛西市場

江戸川区臨海町三丁目４番１号

（令和８年 ４ 月 １ 日 現在）

